

待機児童解消後の今後の保育政策について



江東区

令和5年3月

目次

第1章 策定の背景及び現状分析

- 1 待機児童ゼロの達成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大・・・・・・・・ 7
- 3 空き定員の増加により生じる影響・・・・・・・・ 9
- 4 施設種別や立地条件等による保護者ニーズ・・・・ 12

第2章 今後の保育政策について

- 1 定員の適正化等について
 - (1) 保育定員確保の方向性等について・・・・ 19
 - (2) 区立保育園のあり方等について・・・・ 24
 - (3) 私立認可保育園等への支援策等について・・・・ 27
 - (4) 多様な保育需要への対応について・・・・ 30
- 2 これまでの待機児童解消施策の見直しについて
 - (1) 小規模保育事業所の方向性について・・・・ 32
 - (2) 居宅訪問型保育事業の方向性について・・・・ 34
 - (3) 定期利用保育事業の方向性について・・・・ 35
 - (4) 認可外保育施設に係る区の支援の方向性について・・・・ 36
- 3 保育の質の維持・向上策について
 - (1) 保育士の確保に係る支援策等について・・・・ 38
 - (2) 園児の新たな外遊び場の確保について・・・・ 40
 - (3) 保育園等に対する指導検査等について・・・・ 42

第3章 今後継続して検討することについて

- 1 認可保育園の独自の魅力の発揮のための上乗せ徴収について・・・・ 44
- 2 在宅での子育て支援について・・・・・・・・ 46
- 3 働き方の多様化に対応した入所調整基準の見直しについて・・・・ 48
- 4 今後の保育政策の具体的検討について・・・・ 49

参考資料

- 今後の保育政策検討のための意向調査集計結果・・・・ 51

第1章 策定の背景及び現状分析

本区では、令和2年3月に江東区こども・子育て支援事業計画を策定し、計画の基本理念として「未来を担う全てのこどもの最善の利益が尊重され、地域みんなの支えあいのもと、喜びを感じながら安心して子育てができる『子育て応援のまち こうとう』を目指します。」を定めました。この基本理念の実現を目指す基本目標の成果指標の1つとして、令和元年度時点で51人いた待機児童数を令和6年度までにゼロにすることを設定し、都有地や民間活力の活用等の積極的な施設整備による定員増や居宅訪問型保育事業等の多様な保育サービスの継続を実施してきました。その結果、令和4年4月に待機児童ゼロを達成することができました。

保育園等の整備が進み、保育の受け皿が充実してきた一方で、入所希望者数が令和4年度に初めて減少に転じた影響もあり、保育施設の定員に対しての空きが年々増加しています。また、令和元年度以降続く就学前人口（0歳児から5歳児）の減少や新型コロナウイルス感染症が及ぼす様々な影響等、保育環境は急速に変化しています。そのため、保育政策を展開していくためには従来の考えにとられず、スピード感を持って対応することが必要となります。

また、本区では令和7年度以降に児童相談所の開設を予定していますが、開設後は児童福祉施設の設置認可や指導監督に係る権限が拡充する等、今後さらに多様化・複雑化する教育・保育ニーズに対して、これまで以上に主体的に対応するための総合的な子育て支援のあり方を検討する必要も生じています。

まずは、『子育て応援のまち こうとう』の実現を引き続き目指すための保育政策を実現するために、本区における保育を取り巻く状況を分析し、課題を整理したうえで今後の保育政策や検討事項についての方向性や対応方針を示す必要があります。

1 待機児童ゼロの達成

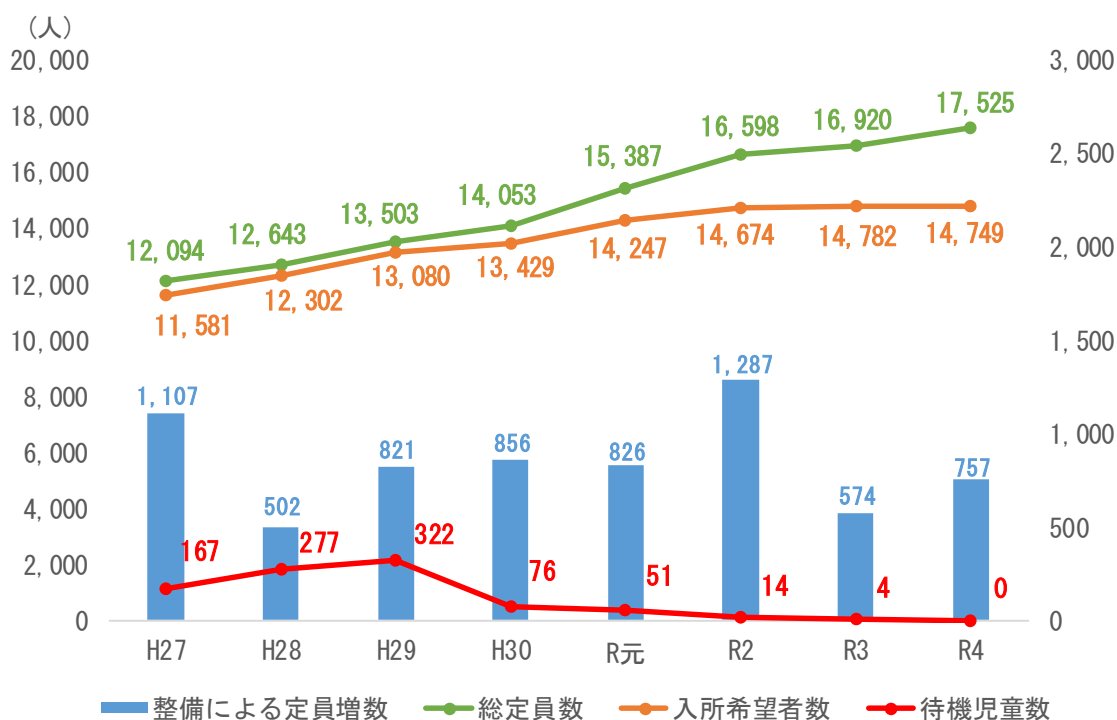
本区では、待機児童解消を最重要課題の一つに位置付け、江東区長期計画の施策及び江東区こども・子育て支援事業計画の方針に沿って、毎年1,000人程度の定員増に向けた取り組みを行ってきましたが、保育施設への入所希望者数の増加を受けて、平成27年4月から平成29年4月にかけて待機児童数が2年連続の増加となりました。

そのため、本区では平成29年度に「待機児童解消緊急対策本部」を設置し、

本区の喫緊の課題として全庁的な検討を行い、国家戦略特区や公有地を活用した保育園等の整備や居宅訪問型保育事業等の多様な保育サービスの提供など、様々な緊急対策を行ってきました。入所希望者数が年々増加し、待機児童数の増加が懸念される中で、平成30年度から令和2年度までの3年間で36施設の認可保育所、11施設の小規模認可保育園を新規整備し約3,000人の定員を確保したことで、待機児童数を着実に減らしてきました。

また、マンション開発との連携といった多様な整備手法を用いながら、地域や年齢によって異なる保育需要に応じた認可保育所の整備を進めてきました。その結果、令和4年4月には待機児童ゼロを達成しました。

【整備による定員増数、総定員数、入所希望者数及び待機児童数の推移】



【保育園等整備数及び定員数の推移】

(単位：園、人)

	認可		小規模		合計	
	整備数	定員数	整備数	定員数	整備数	定員数
H27	7	1,107	0	0	7	1,107
H28	4	502	0	0	4	502
H29	9	821	0	0	9	821
H30	8	745	6	111	14	856
R元	10	749	5	77	15	826
R2	18	1,287	0	0	18	1,287
R3	8	574	0	0	8	574
R4	11	757	0	0	11	757
合計	75	6,542	11	188	86	6,730

※ 認可移行の実績を含まず、新規開設園のみで算定しています

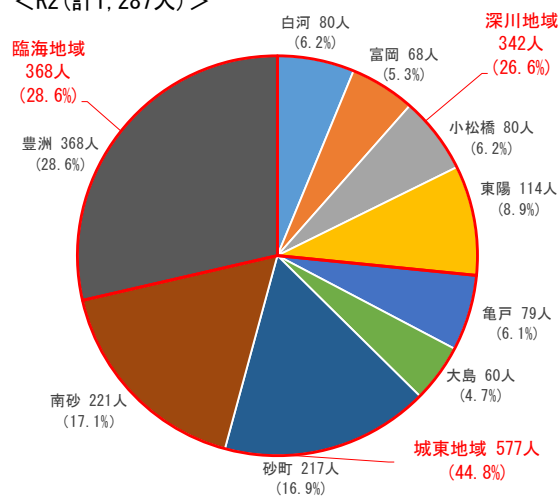
認可移行・・・認可外保育施設が、国の基準である建物、設備及び職員配置等の「認可基準」を満たし認可保育園へ制度移行すること

表及びグラフについては、江東区こども・子育て支援事業計画の策定年度にあたるH27から原則記載しています。

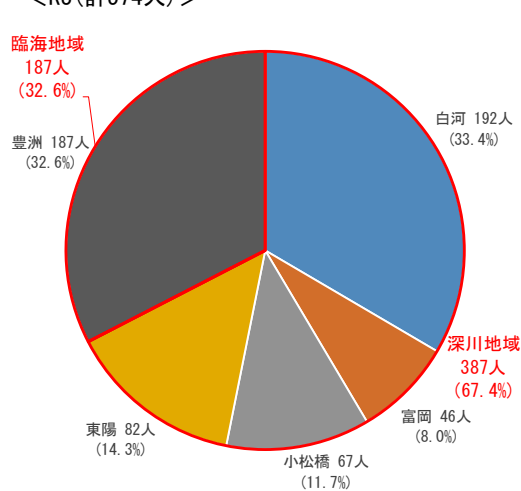
直近3年における保育園等整備に係る定員増数を地区別に見ると、深川地域（白河地区・富岡地区・小松橋地区・東陽地区）は各地区の保育需要を見極めながら新規整備を進め、毎年300人以上の定員増が続いてきました。城東地域（亀戸地区・大島地区・砂町地区・南砂地区）は令和2年度に500人を超える定員増があった一方、令和3年度以降は各地区の保育需要を見極めながら新規整備を進めてきました。臨海地域（豊洲地区）は、主に大規模マンション開発と連携した新規整備を進めてきたことにより、毎年定員増が続いてきました。

【新たな保育園等整備に係る定員増数地区別内訳】

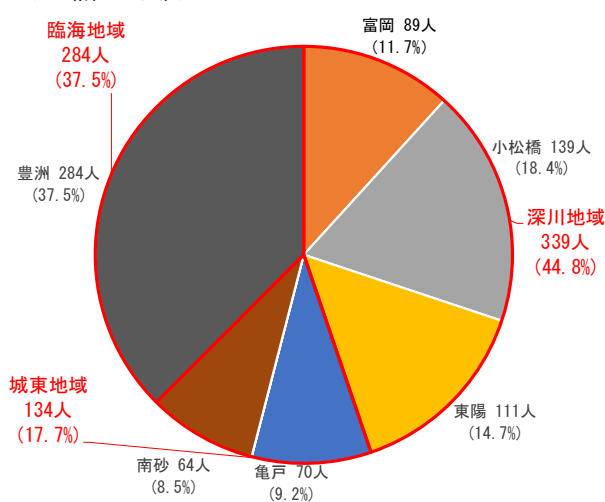
<R2(計1,287人)>



<R3(計574人)>



<R4(計757人)>



平成27年度から令和4年度までの施設種別ごとの保育定員数の推移を見ると、私立認可保育園の定員数については8年間で倍以上となる等、私立認可保育園の整備が保育定員数確保に大きく寄与しています。一方、認可外保育施設は認証保育所の認可保育園への移行や閉園による影響もあり、定員数が半数以下に減少しています。

【施設種別別保育定員数の推移】

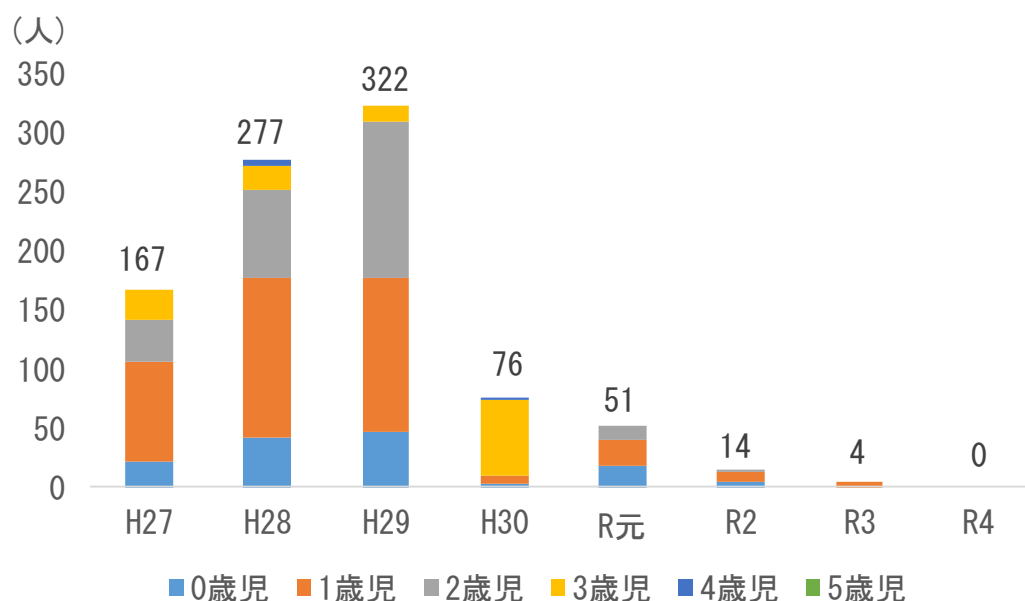
(単位：人)

	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
区立・公設民営	4,517	4,542	4,542	4,570	4,570	4,570	4,570	4,592
私立認可保育園	5,118	5,749	6,814	7,304	8,815	10,057	10,616	11,458
認定こども園	264	264	264	264	264	364	364	364
地域型(小規模・居宅)	66	78	78	205	296	308	305	287
認可外保育施設(認証等)	2,129	2,010	1,805	1,710	1,442	1,299	1,065	824
合計	12,094	12,643	13,503	14,053	15,387	16,598	16,920	17,525
前年度対比	1,094	549	860	550	1,334	1,211	322	605

待機児童数については、平成27年4月の167人から2年連続で増加し、平成29年4月には322人まで増加しました。その後、令和2年4月に14人まで減少し、令和4年4月には待機児童ゼロを達成しました。

平成27年4月からの年齢別の待機児童数の推移を見ると、以前は低年齢児(0～2歳児)で待機児童数が多く発生していました。そのため、本区の待機児童解消緊急対策本部での取り組みを受けて、各年齢の待機児童数に応じて定員設定をした私立認可保育園の整備、小規模保育事業所の整備および定期利用保育事業を開始したことにより、年齢別の待機児童数に対応した保育の受け皿が拡充され、待機児童数の大幅な減少に繋がりました。

【待機児童数の推移】(各年度4月1日時点)



【保育施設の種類】

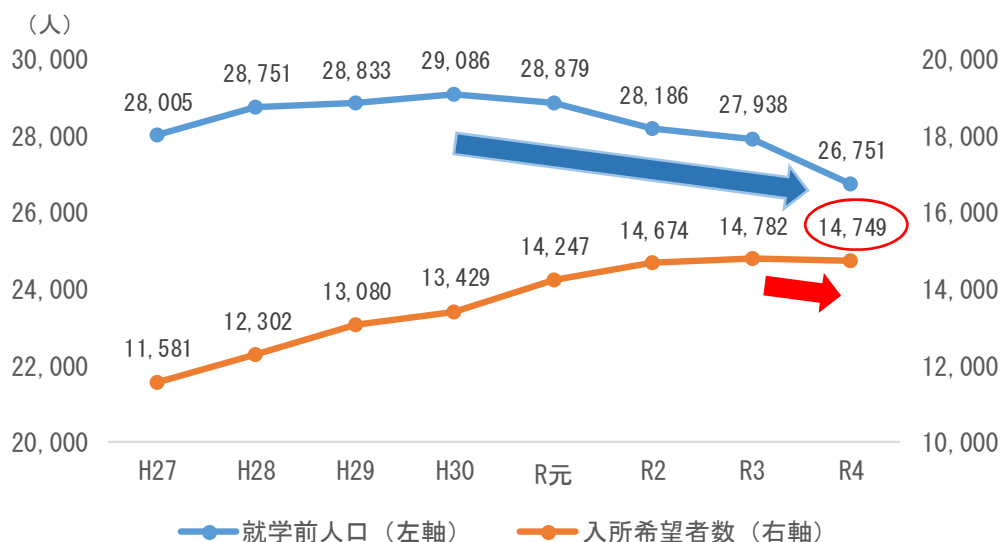
- ・ 認 可 保 育 園：保育士の数や施設の広さなど、国が定める一定の基準を満たし、児童福祉法に基づく認可を受けた施設
- ・ 認 定 こ ど も 園：就学前の園児に幼児教育・保育を提供する機能等を備える施設
- ・ 地 域 型 保 育 事 業：児童福祉法に位置付けられた認可事業で、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業等4つの事業類型の総称
- ・ 小規模保育事業所：定員6人以上19人以下で2歳児クラスまでを対象とし、家庭的な雰囲気の中で、園児をお預かりする施設
- ・ 居宅訪問型保育事業：利用児童の居宅に保育者が訪問し、1対1で行う保育事業
- ・ 認 可 外 保 育 施 設：児童福祉法に基づく認可を受けていない保育施設の総称
- ・ 認 証 保 育 所：認可外保育施設の1つで、東京都独自の基準を満たし、認証を受けている施設

2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大

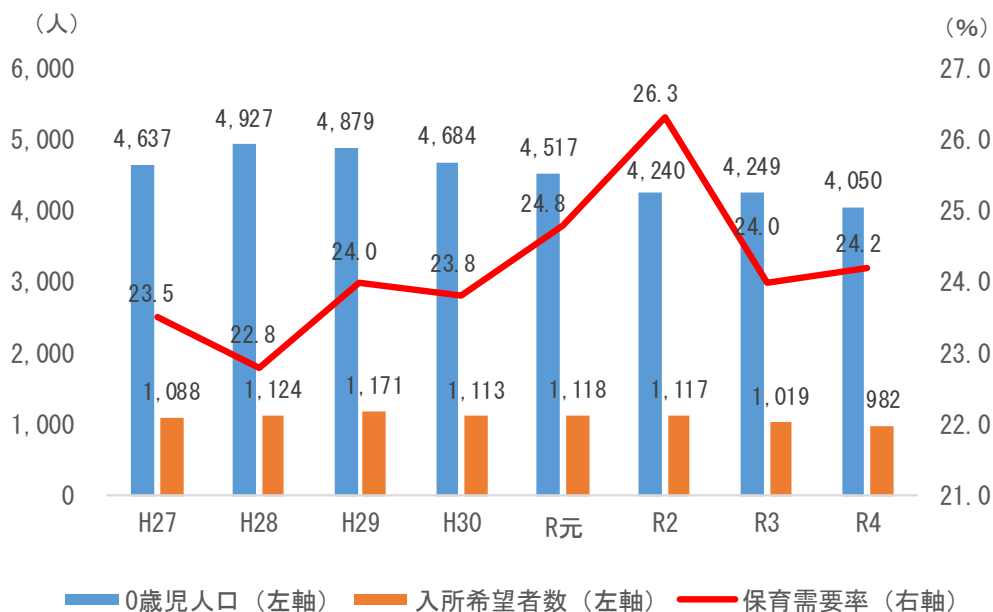
新型コロナウイルス感染症は、令和2年4月に都内全域を対象とした緊急事態宣言が発令されて以降、感染者数は増減を繰り返しつつ、4回目の緊急事態宣言が解除された現在においても、区民生活に大きな影響を及ぼしています。

本区では、就学前人口が令和元年度以降減少傾向である中、それまで右肩上がりであった保育園等への入所希望者数が令和4年度に初めて減少に転じました。特に0歳児については、他年齢に比べて入所希望者数や保育需要率が減少しており、育児休業取得率の増加とともに、新型コロナウイルス感染症を要因とした保育園等への預け控えの影響もあると考えられます。

【就学前人口及び入所希望者数の推移】



【0歳児人口、入所希望者数及び保育需要率（入所希望者数/人口）の推移】



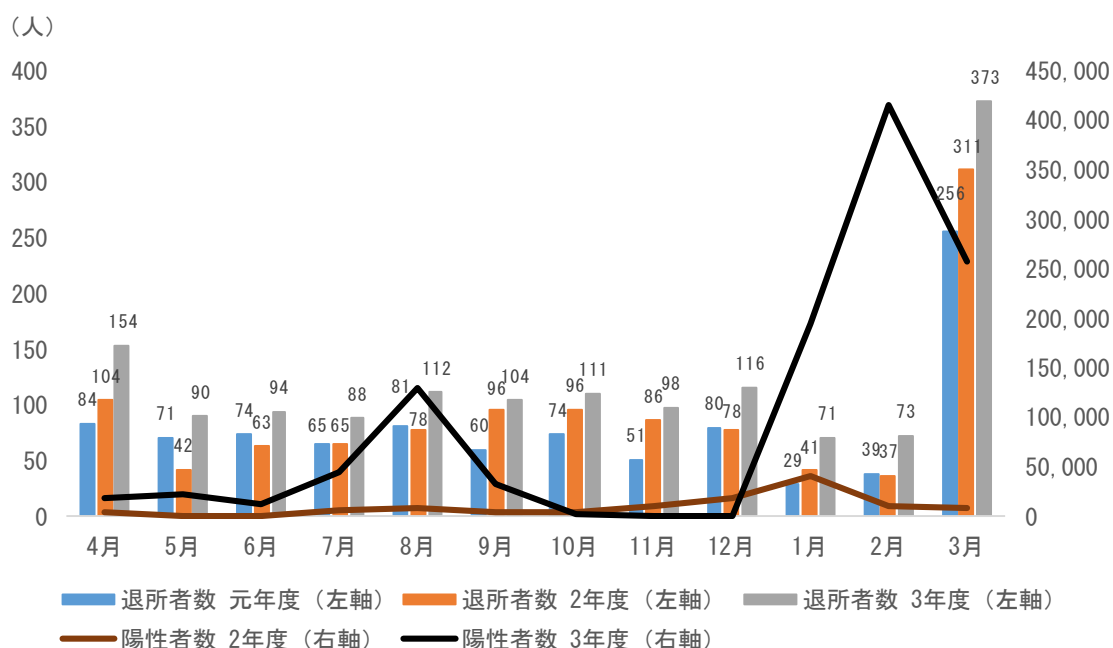
また、本区では補正予算による感染症対策用品購入費等の補助制度新設や積極的疫学調査の実施など、保育園等での感染症対策に迅速かつ適切に対応してきました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症は拡大を続け、その状況に比例し、退所者数が増加している傾向があります。

そのため、入所希望者数の減や退所者数の増を踏まえ、今後の保育需要を適切に見込んでいく必要があります。

そして、新型コロナウイルス感染症は、マスク着用、ソーシャルディスタンスの確保そしてテレワークなどの新しい生活様式をもたらしました。保育園等における各種行事の中止や異年齢クラス、地域の交流機会減少等、保育の質の低下を懸念する保育事業者の声や、テレワークや時差通勤といった働き方の多様化により新たに求められる保護者のニーズ等を的確に汲み取り、今後の保育政策について、検討していく必要があります。

【退所者数及び新型コロナウイルス感染症陽性者数（東京都）の推移】

（令和元年4月から令和4年3月）



3 空き定員の増加により生じる影響

これまで本区では、待機児童の解消を目指し保育園等の整備を中心として保育定員の拡大に取り組んできました。しかし、待機児童解消後の現在就学前人口や入所希望者数が減少したこと等により保育園等の空き定員が徐々に増加しています。

年度別の空き定員の状況を見ると、全ての年齢で定員に対する空き定員の割合は増加傾向にあります。空き定員数は1歳児以上のクラスで増加し続けており、特に幼児クラス（3～5歳児）においては定員に対する空き定員の割合が大きくなっています。一方、区内保育事業者意向調査の結果では、93.0%の園が運営を継続していくために必要と考える最低入所率（在園児数／認可定員）は80%以上必要と回答しています。令和4年度の定員に対する空き定員の割合は13.2%と入所率80%以上を維持していますが、年々80%に近づいている状況です。

【定員、空き定員及び定員に対する空き定員割合の推移】（各年度4月1日時点）
（単位：人、％）

		R元	R2	R3	R4
0歳児	定員	977	1,044	1,024	1,042
	空き定員	32	111	100	138
	定員に対する空き定員割合	3.3	10.6	9.8	13.2
1歳児	定員	2,165	2,356	2,440	2,593
	空き定員	11	77	83	170
	定員に対する空き定員割合	0.5	3.3	3.4	6.6
2歳児	定員	2,541	2,760	2,862	3,057
	空き定員	35	97	132	240
	定員に対する空き定員割合	1.4	3.5	4.6	7.9
3歳児	定員	2,690	2,981	3,113	3,310
	空き定員	106	193	260	496
	定員に対する空き定員割合	3.9	6.5	8.4	15.0
4歳児	定員	2,764	3,046	3,177	3,332
	空き定員	226	385	387	534
	定員に対する空き定員割合	8.2	12.6	12.2	16.0
5歳児	定員	2,790	3,082	3,205	3,351
	空き定員	397	521	543	618
	定員に対する空き定員割合	14.2	16.9	16.9	18.4
合計	定員	13,927	15,269	15,821	16,685
	空き定員	807	1,384	1,505	2,196
	定員に対する空き定員割合	5.8	9.1	9.5	13.2

※認可外保育施設を除いています

【区内保育事業者意向調査】

設問 1－5 運営を継続していくために必要と考える最低入所率（在園児数／認可定員）は

（単位：園、％）

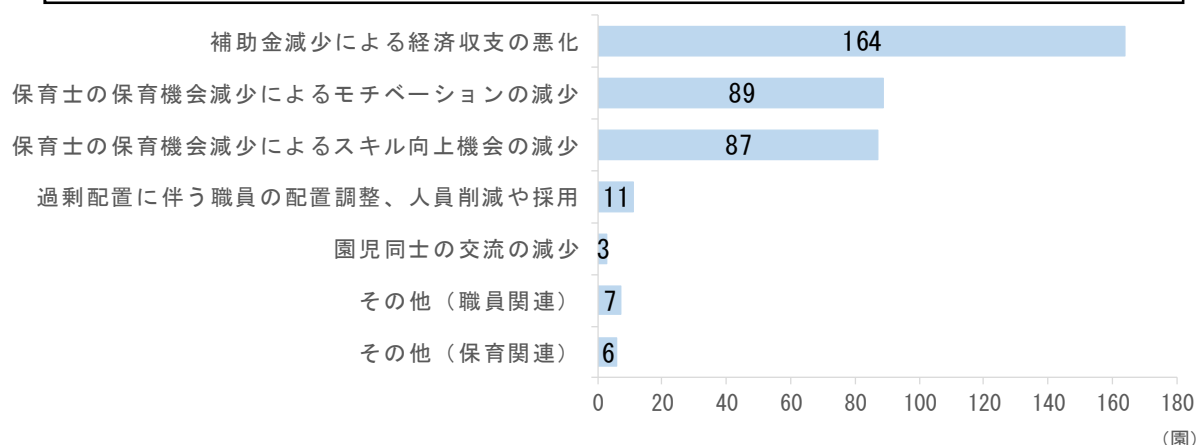
	100%	90～99%	80～89%	70～79%	60～69%	50～59%	合計
園数	28	80	51	7	2	3	171
構成比	16.4	46.8	29.8	4.1	1.2	1.7	100

回答のあった園の93.0%

また、空き定員が増加することにより、様々な影響が懸念されます。空き定員が生じていることについて保育園等では以下のような内容をデメリットと捉えています。

【区内保育事業者意向調査】

設問 1－8 定員に対して空きが生じていることでのデメリットはどのように捉えていますか



まず、回答のあった171園のうち95.9%にあたる164園が「補助金減少による経済収支の悪化」を挙げています。保育園等を運営する事業者（以下、「運営事業者」という。）は、在園児数に応じて国が定める公定価格に基づく委託費収入や補助金を得て運営を行っていますが、保育士は在園児数ではなく認可定員又は設定した利用定員に対して配置数が決まっていることから、空き定員が増加するにつれて、運営事業者の収支が悪化することとなります。このことは園の経営を不安定なものとし、在園児が安心して園に通うことができない状況が生じる恐れがあります。前述の最低入所率はこの経済収支を主に勘案して回答しているものと推測されます。

次に、保育士の保育機会減少によるモチベーションやスキル向上機会の減少を挙げている園は、それぞれ89園、87園といずれも50%以上となっています。

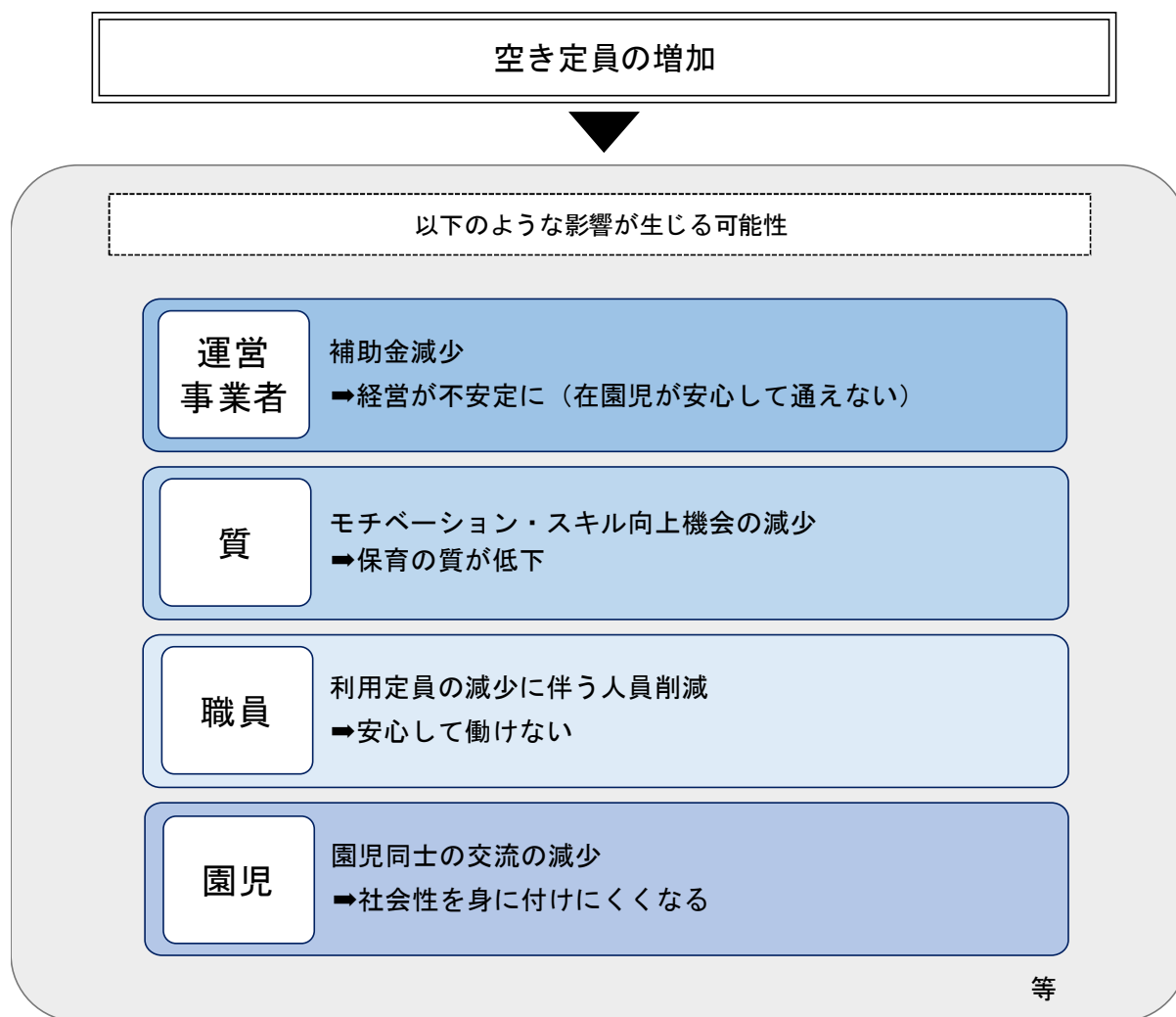
保育機会の減少によるモチベーションやスキル向上機会の減少は、保育の質の低下につながりかねません。

また、空き定員に応じて利用定員を減少させた場合、認可定員又は設定した利用定員に対して配置した職員に余剰が生じ、苦勞して採用した職員の削減の必要が生じる等、採用活動への影響が出るとの意見が11園から挙げられています。これは、職員の雇用状況を不安定なものとし安心して働くことができない環境となってしまう可能性があります。

さらに、園児同士の交流の減少による園児の健全な成長への影響を懸念する意見も複数の園より挙げられています。園児にとって他の園児との交流は、社会性を育むことに寄与しますが、交流機会の減少により、社会性を身に付けにくくなることが心配されます。

これらの懸念が顕在化する前に空き定員の増加への対応を検討する必要があります。

【空き定員の増加により生じる影響図】



4 施設種別や立地条件等による保護者ニーズ

本区は、これまで待機児童解消に取り組み、令和4年4月に待機児童ゼロを達成することができました。

一方で、空き定員が年々増加傾向にあるなど、新たな課題も生じています。

こうした状況を踏まえて、今後の定員の適正化に向けた方策の検討に活かすため、施設種別、立地、園庭の有無等、様々な観点から、保護者ニーズを詳細に分析する必要があります。

【分析概要】

対象者：令和4年度4月入所希望者（区外保育園希望者を除く）

※保育園入所申請は、年間を通じて受け付けています。5月入所以降の申請については、少ない空き定員に対する申請となり、希望する保育園に極端な偏りが生じる傾向があります。そのため、年度中最も空き定員と入所希望者が多く、より保護者ニーズが反映される令和4年度4月入所希望者の情報分析を行います。また、本区では1度に最大5園まで希望保育園の申込をすることができるので延べ人数により集計し、分析を行います。

① 施設種別による集計

認可保育園は、設置基準や保育料については違いはありませんが、保育園ごとに様々な特色が見られます。最近では、英語や運動といった保育外活動を求める保護者も増えてきており、保護者がどのような施設を求めているのか、施設種別により分析します。

【施設種別による入所希望者数の比較】

（単位：人、倍）

種別	0～2歳児クラス			3～5歳児クラス		
	募集人数	申請者数	倍率	募集人数	申請者数	倍率
区立保育園	515	1,741	3.4	153	345	2.3
公設民営保育園	298	1,402	4.7	116	290	2.5
私立認可保育園	2,254	9,090	4.0	655	1,505	2.3
認定こども園	55	395	7.2	21	96	4.6
小規模保育事業所	83	314	3.8	—	—	—
合計	3,205	12,942	4.0	945	2,236	2.4

集計結果・分析

0～2歳児クラス、3～5歳児クラスに分けて、区立保育園、公設民営保育園、私立認可保育園、認定こども園、小規模保育事業所ごとに集計を行いました。

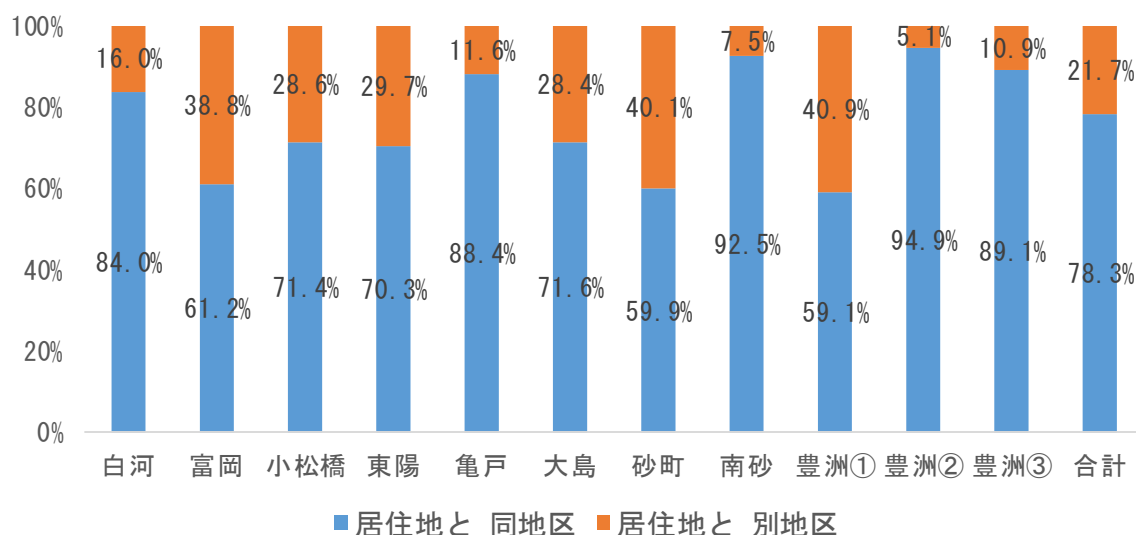
0～2歳児クラスの倍率は、認定こども園 7.2 倍、公設民営保育園 4.7 倍、私立認可保育園 4.0 倍、小規模保育事業所 3.8 倍、区立保育園 3.4 倍との結果となり、また、3～5歳児クラスの倍率は、認定こども園 4.6 倍、公設民営保育園 2.5 倍、区立保育園・私立認可保育園 2.3 倍の結果となりました。いずれの施設種別でも一定以上の倍率を示していることが分かりました。

このため、施設種別による分析に加えて、保育園の所在地や立地条件等、他の要素による詳細な分析をしていく必要があると考えます。

② 地区別による集計

保育園には毎日通うことになるため、居住地に近い保育園を希望する保護者が多いと考えられます。以下では、居住地と入所希望園の所在地を地区別に分け、居住地と入所希望園が同じ地区内にあるか否か分析します。

【居住地と希望園所在地の関係】



※ 豊洲地区は他地区に比べて面積が広域となるため、①塩浜・枝川・辰巳・潮見②豊洲・東雲③有明・青海の3地区に分けて集計しています

集計結果・分析

全体では、居住地と同じ地区の保育園を希望する保護者が 78.3%であり、地区別で見ても全ての地区で入所希望者の過半数が居住地と同じ地区の保育園を希望していることから、居住地から近く、毎日通いやすい場所にある保育園に入所を希望する保護者が多いと考えられます。

同じ地区の希望者が多い地域は、豊洲②（豊洲・東雲）94.9%、南砂 92.5%、豊洲③（有明・青海）89.1%、亀戸 88.4%となります。

また、同じ地区の希望者が比較的少ない地域は、豊洲①（塩浜・枝川・辰巳・潮見）59.1%、砂町 59.9%、富岡 61.2%となります。

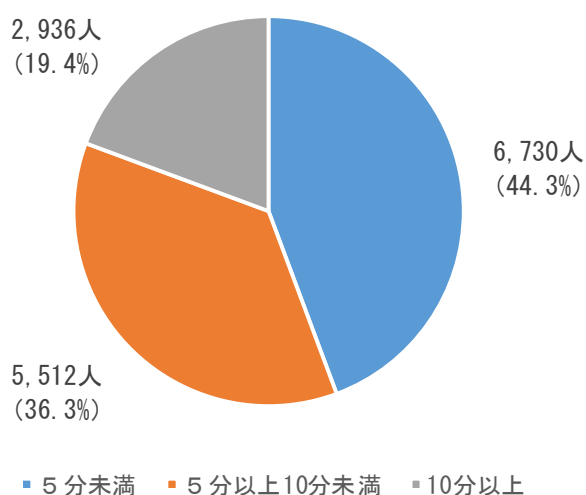
地区によって差が生じる要因の一つとしては、通勤で利用する駅が居住する地区内にあるか否かが関係しているものと考えられます。

③ 立地条件による集計

保育園等の入所希望者のうち、9割を超える保護者が就労を事由に入所申込を行っています。そのため、通勤を考慮し、より駅に近い保育園を希望する保護者が多いと考えられます。

以下では、駅から保育園までの時間を徒歩5分未満（約400m）、徒歩5分以上10分未満（約800m）、徒歩10分以上の3つに分けて立地条件による保護者ニーズを分析します。

【駅から保育園までの所要時間別入所希望者数の比較】



※ 駅から保育園までの距離は、「不動産の表示に関する公正競争規約」を参考に、1分＝80mとして算出しています

集計結果・分析

駅から徒歩5分未満の保育園の入所希望者は44.3%、徒歩5分以上10分未満の保育園の入所希望者は36.3%となり、徒歩10分未満の保育園の入所希望者は8割を超えています。一方で、徒歩10分以上の園になると2割以下まで下がっています。

就労している保護者の多くが、通勤を考慮し、徒歩10分未満の駅から近い保育園を希望していると考えられます。

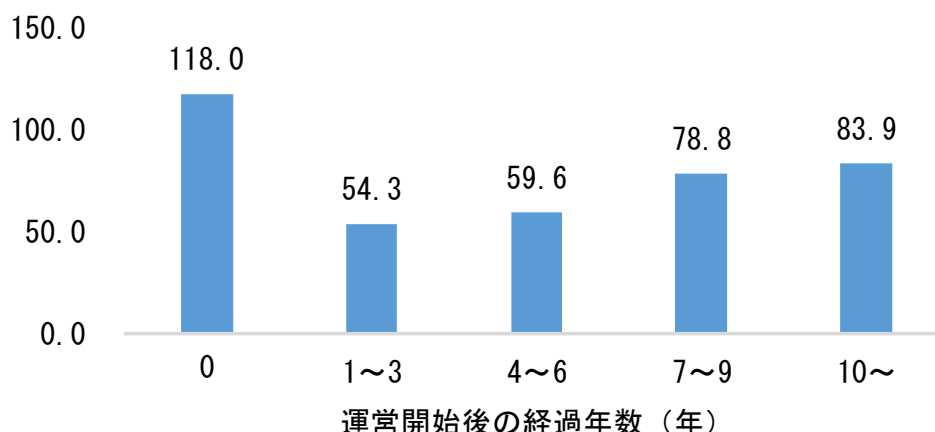
④ 運営開始後の経過年数による集計

運営開始後の経過年数が保護者ニーズにどのような影響を与えているのかを分析します。

以下では、運営開始後の経過年数を5つに区分して入所希望者数を集計し、希望者数の変動を把握します。

【運営開始後の経過年数に対する1園当たりの希望者数の比較】

希望者（人）



※ 経過年数の区分ごとに園数にばらつきがあるため、経過年数の区分ごとに入所希望者の延べ人数の合計を1園あたりの希望者数に割り返して集計しています

集計結果・分析

運営開始後1年を経過していない保育園が、1園当たりの申込者数 118.0 人と入所希望者が最も多い結果となりました。一方、経過1年～3年の区分が 54.3 人と最も少なく、以降、経過年数に比例して希望者は増加しています。

経過0年の区分は例外的ではありますが、園の安定的な運営や蓄積された保育ノウハウ等の保育の質の観点から、経過年数が長いほど希望者が増加していると考えられます。

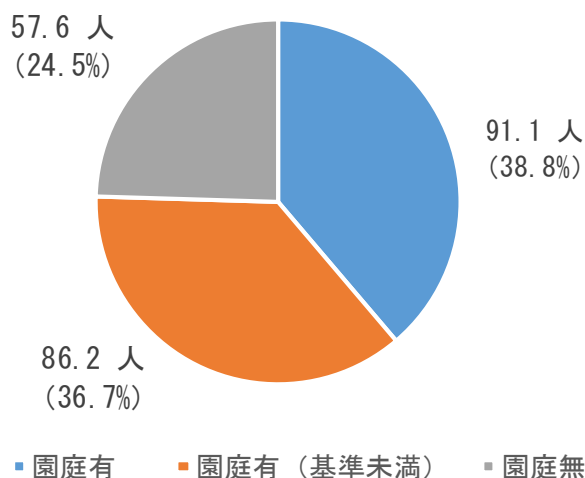
また、経過0年の区分の入所希望者が最も多かった理由としては、大規模なマンション開発の一環としてマンションに併設された保育園であるため、子育て世代の転入による影響が大きかったことや、就学前人口の増加が見込まれるエリアに新設された保育園であったこと等、様々な要因によると想定されます。

⑤ 園庭の有無による集計

園庭の有無が保護者ニーズにどのような影響を与えているのかを分析します。

以下では、認可基準を満たす面積を有する園庭が有る保育園（以下「園庭有」）、認可基準は満たさない面積だが園庭が有る保育園（以下「園庭有（基準未滿）」）、園庭が無い保育園（以下「園庭無」）の3つに分けて保護者ニーズを把握します。

【園庭の有無に対する入所希望者数の比較】



※1 園庭の有無の園数にばらつきがあるため、1園あたりの申込者数に割り返して集計しています

※2 「園庭有（基準未滿）」及び「園庭無」については、認可基準を満たすため代替遊戯場の設定が必要となります

集計結果・分析

認可基準を満たす面積を有する園庭が有る保育園の入所希望者が 38.8%と最も多いことが分かりました。また、園庭有（基準未滿）の入所希望者も 36.7%と多く、園庭有の入所希望者との差は約2ポイントにとどまります。また、園庭無については、園庭有（基準未滿）を約12ポイント下回る結果となり、園庭の有無が入所希望に影響していると考えられます。

一方、全体的な結果として、園庭が有る保育園（園庭有＋園庭有（基準未滿））の入所希望者が 75.5%であるのに対して、認可基準を満たす園庭が無い保育園（園庭有（基準未滿）＋園庭無）の入所希望者も 61.2%と6割を超えています。

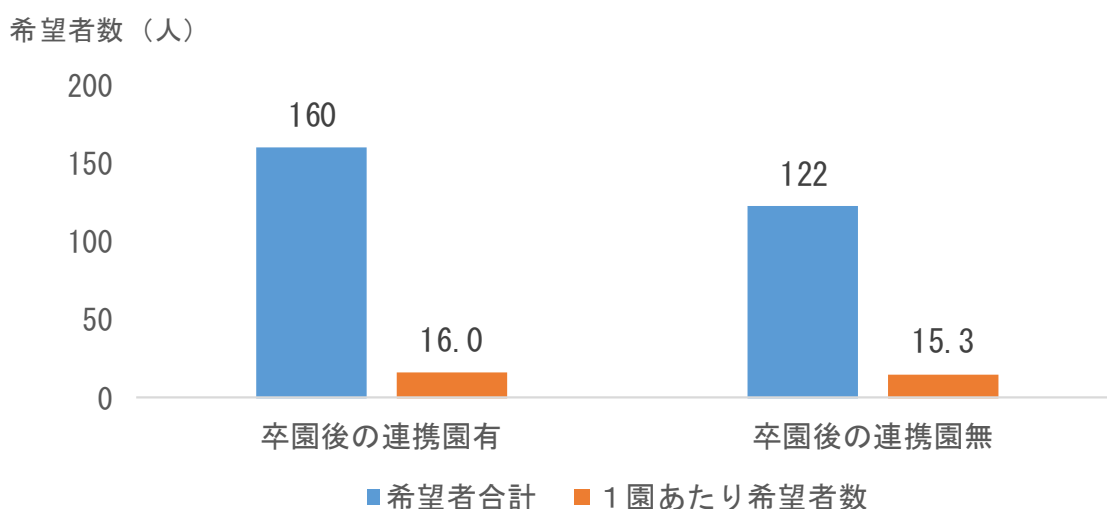
また、区内の私立認可保育園では、8割を超える保育園が近隣の公園等を代替遊戯場としている現状もあるため、こうした状況を踏まえつつ、園外保育の充実に向けた事業等を検討する必要があると考えられます。

⑥ 小規模保育事業所の連携園の有無による集計

小規模保育事業所は、在園できる期間が2歳児クラスの年度末までの保育園です。小規模保育事業所には、卒園後の連携園が設置されていることで5歳児クラスまで引き続き在園できる保育園と、卒園後の連携園が設置されていない保育園があります。

以下では、卒園後の連携園の有無により入所希望者数に差が生じるかを分析します。

【卒園後の連携園の有無による希望者数の比較】



※ 複数の小規模保育事業所を希望する児童については希望順位が高い保育園を優先して集計しています

集計結果・分析

希望者の合計としては、卒園後の連携園有が160人、卒園後の連携園無が122人と差があります。しかし、1園あたり希望者数に割り返すと、卒園後の連携園有が16.0人、卒園後の連携園無が15.3人とほぼ同じ結果となり、卒園後の連携園が設置されていない保育園の方が入所希望者が少なくなるとは限らないことが分かりました。これは、卒園後の連携園が無い小規模保育事業所に在園中の園児は、卒園に伴う、翌年度4月転園申込において、調整指数による加点があることも関係していると想定されます。

このことを踏まえ、小規模認可保育事業所の入所希望については、卒園後の連携園の有無以外の理由も含め、総合的に検討し申込みを行っていると考えられます。

＜まとめ＞

施設種別や立地等、様々な観点から保護者ニーズを分析した結果、保育園の入所申込にあたって、保護者はいずれの施設種別の保育園も満遍なく希望していることや、多くの保護者が自宅や駅からの近さを重視していること等、保護者ニーズを把握することができました。

今後、定員の適正化に向けた方策を検討するにあたっては、今回の分析結果を踏まえながら、保育定員の確保方策の見直しに反映させていきます。

第2章 今後の保育政策について

1 定員の適正化等について

(1) 保育定員確保の方向性等について

- ・直近の人口推計に基づき、新たな確保方策（保育を必要としている児童を受け入れることができる数）に見直します。
- ・新たな確保方策として新規整備を行う場合には、地域ごとの必要な保育量や空き定員の状況を踏まえながら新規整備の必要性を判断します。

《現状と課題》

こども・子育て支援事業計画の中間見直しでは、直近の就学前人口について、実績値と当初計画策定時の推計値で乖離が発生していることから、乖離状況を分析し、0歳～14歳人口について補正推計を実施しました。補正推計の結果、一部の地区を除き、多くの地区で補正前の人口推計値を下回る結果となり、令和5年度以降の就学前人口の減少が続くと見込まれます。就学前人口の減少が続くと、空き定員の増加が懸念されることから、必要な保育量をより細かく分析し、見極めていく必要があります。

また近年、保育施設の空き定員の状況を見ると、地域差が生じていることや空き定員の数が年々増加している傾向にあります。令和4年4月1日時点の空き定員の状況を年齢別に見ると、3～5歳児はどの地域も一定の空き定員が見られる一方で、0～2歳児は地域差が生じています。また、直近3年分の地域別の空き定員の状況を見ると、どの地域も年々増加傾向にあります。

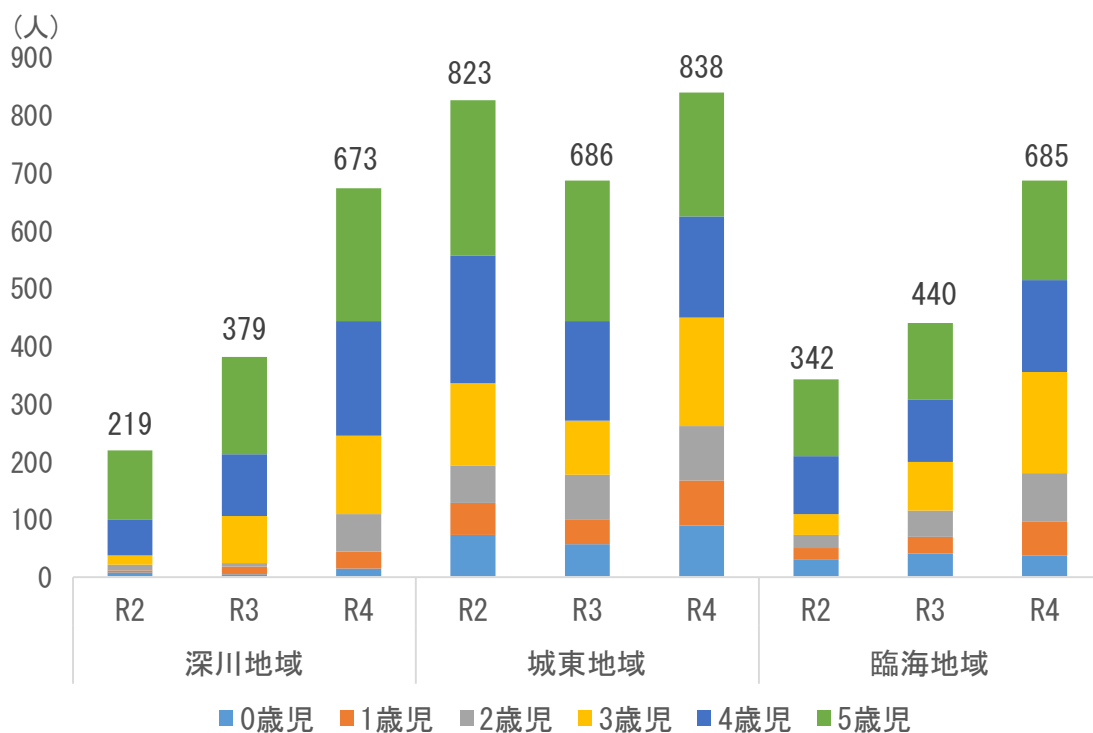
入園申込者数に対して保育定員を完全に一致させることが難しく、今後も定員に対して一定程度の空きの発生が想定されることから、園運営への影響が懸念されます。

【地区別空き定員の状況】（令和４年４月１日時点）

（単位：人）

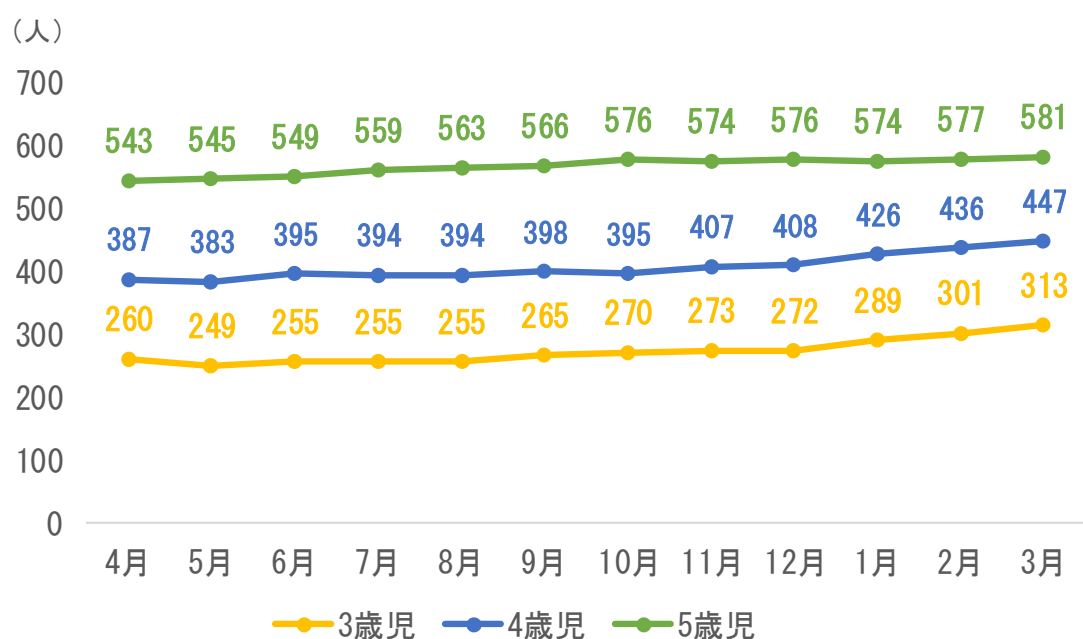
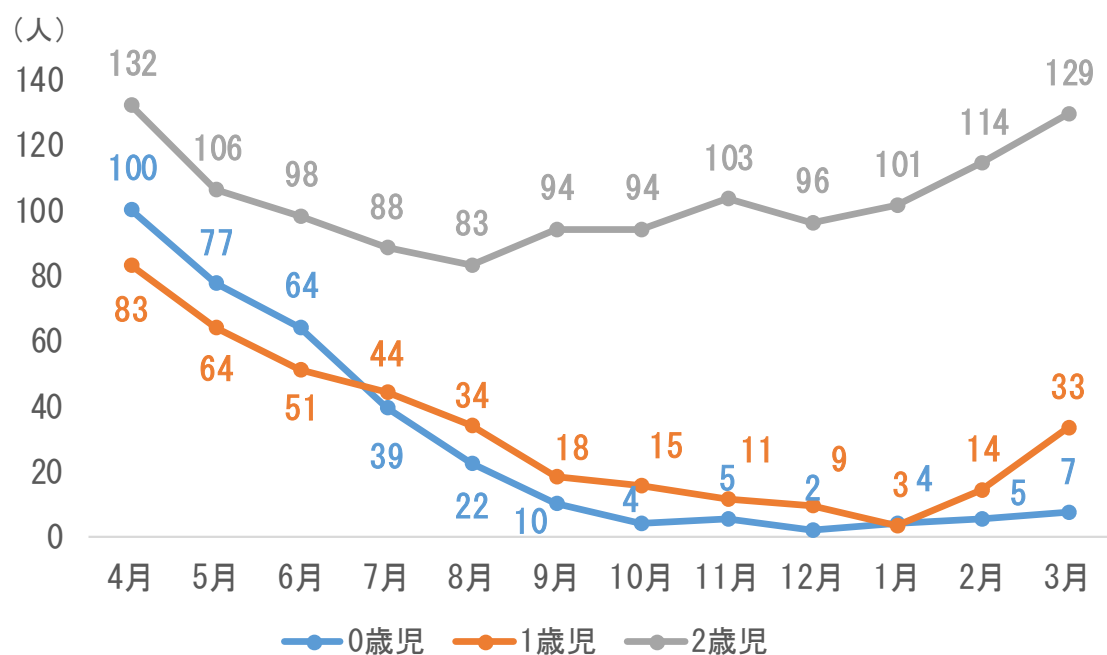
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
白河	1	12	23	33	83	87	239
富岡	1	7	8	32	30	32	110
小松橋	3	2	10	17	45	59	136
東陽	9	9	22	54	41	53	188
深川地域	14	30	63	136	199	231	673
亀戸	21	24	25	33	41	44	188
大島	7	3	12	33	29	48	132
砂町	19	28	25	77	65	60	274
南砂	41	25	32	43	41	62	244
城東地域	88	80	94	186	176	214	838
豊洲	36	60	83	174	159	173	685
臨海地域	36	60	83	174	159	173	685
合計	138	170	240	496	534	618	2,196

【地域別直近３年分の空き定員の状況】



月別の定員に対しての空き状況を見ると、0歳児クラスや乳児クラス（1・2歳児）では4月の空きが一番多く、年度後半になるにつれて空きの数は減少しています。一方、幼児クラス（3～5歳児）では年間を通して一定の空きが発生しています。

【月別空き定員の状況】（令和3年度各月1日時点）



認可保育園等の新規整備は、待機児童解消策として有効である一方、多額の費用を要しますが、一部地域ではまだ確保方策が不足しているため、新規公募等による認可保育園の定員増が必要な状況が続いています。

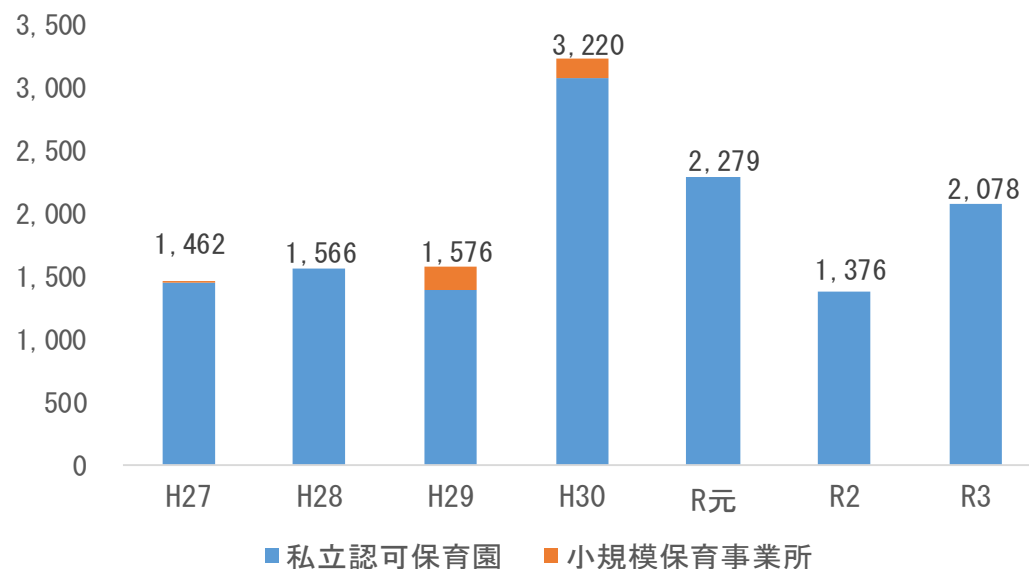
【認可保育園等整備に係る区支出対象施設数の推移】

(単位：施設)

	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
私立認可保育園	6	8	9	20	15	9	12
小規模保育事業所	1	0	6	6	0	0	0
合計	7	8	15	26	15	9	12

【認可保育園等整備に係る区支出額推移】

(百万円)



マンション開発に伴い発生する保育需要については、周辺地域の既存保育園等で収容できないことが予測される場合に、待機児童の発生を抑制することを目的としてマンション開発事業者に対してマンション内に保育所を整備するよう求めています。その結果、これまでは臨海地域（豊洲・有明）を中心にマンション内保育所整備が進んできました。

【マンション内保育所整備件数】

(単位：件)

年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
件数	1	1	2	0	1	4	0	4
該当地区	豊洲地区	亀戸地区	豊洲地区 東陽地区	—	富岡地区	豊洲地区 豊洲地区 小松橋地区 南砂地区	—	豊洲地区 豊洲地区 亀戸地区 南砂地区

《取組の方向性》

就学前人口の補正推計を実施した結果、必要な保育量を見直すとともに、確保方策を見直します。

【確保方策の見直し前後の比較】

(単位：人)

		深川地域		城東地域		臨海地域		合計	
		R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6
0歳児	見直し前	368	368	558	558	408	408	1,334	1,334
	見直し後	325	325	502	502	361	361	1,190	1,190
	増減数	▲ 43	▲ 43	▲ 56	▲ 56	▲ 47	▲ 47	▲ 144	▲ 144
1・2歳児	見直し前	1,849	1,991	2,637	2,637	2,030	2,060	6,516	6,688
	見直し後	1,792	1,840	2,463	2,463	1,911	1,909	6,166	6,212
	増減数	▲ 57	▲ 151	▲ 174	▲ 174	▲ 119	▲ 151	▲ 350	▲ 476
3～5歳児	見直し前	2,887	3,154	4,316	4,316	3,334	3,388	10,537	10,858
	見直し後	3,003	3,109	4,223	4,228	3,177	3,194	10,403	10,531
	増減数	116	▲ 45	▲ 93	▲ 88	▲ 157	▲ 194	▲ 134	▲ 327

新規整備の必要性については、周辺地区の空き定員の状況も踏まえ、各地域の保育需要を見極め、判断していく必要があります。

また、今後のマンション開発に伴う新たな保育需要への対応については、新たな保育所整備が必要となるか、また開所後に必要となる改修経費等についても総合的に判断し、より慎重に見極める必要があります。

(2) 区立保育園のあり方等について

- ・区立保育園については、将来を見据えた役割を明確化し、適正配置等について検討します。
- ・民営化の進め方について、継続して検討します。

《現状と課題》

本区は、令和4年4月1日現在28園（公設民営保育園16園を除く。）の区立保育園を有していますが、待機児童解消を実現した今、区立保育園の果たす役割についても、区内の保育事情や今後の少子化に対応して変化させていくことが求められます。

現状においても、区立保育園の在園児数は、幼児クラス（3歳児から5歳児クラス）を中心に年々減少傾向にあります。今後も、就学前人口の減少が進むことが想定されており、引き続き在園児数の減少が見込まれる状況にあります。

これらの状況を踏まえ、私立保育園等の先駆的役割を果たし、区内の保育環境向上に貢献していくため、これまで以上に「保育の質」を高めるための事業計画、保育人材育成を推進するとともに、限られた人材、財源を活用して「保育の質」を高めていくため、定員の適正化や区立保育園の適正配置・民営化の進め方についても検討していく必要があります。

【区立保育園認可定員、在園児数及び入所率の推移】（各年度4月1日時点）

（単位：人、％）

	H30			R元			R2			R3			R4		
園数	30園			29園			29園			29園			28園		
	定員	在園児数	入所率	定員	在園児数	入所率	定員	在園児数	入所率	定員	在園児数	入所率	定員	在園児数	入所率
0歳児	154	153	99.4	142	138	97.2	142	121	85.2	142	139	97.9	142	125	88.0
1歳児	437	437	100.0	422	421	99.8	422	411	97.4	422	413	97.9	412	393	95.4
2歳児	531	530	99.8	513	511	99.6	513	502	97.9	513	478	93.2	498	473	95.0
3歳児	607	604	99.5	587	561	95.6	587	560	95.4	587	537	91.5	569	477	83.8
4歳児	641	600	93.6	621	595	95.8	621	564	90.8	621	568	91.5	598	527	88.1
5歳児	655	583	89.0	635	580	91.3	635	590	92.9	635	559	88.0	612	553	90.4
合計	3,025	2,907	96.1	2,920	2,806	96.1	2,920	2,748	94.1	2,920	2,694	92.3	2,831	2,548	90.0

※1 H31.4より大島第五保育園は公設民営園へ移行しました

※2 R4.4より辰巳第二保育園は公設民営園へ移行しました

【左：区立保育園（公設公営）一覧】（令和4年4月1日時点）

【右：区立保育園（公設公営）の配置図】（令和4年4月1日時点）

（単位：人）

園名	定員						
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
1 森下	0	16	20	24	24	24	108
2 白河	10	12	18	19	19	19	97
3 深川一丁目	0	12	16	17	17	18	80
4 古石場	15	18	23	23	23	23	125
5 塩崎	11	20	24	24	24	24	127
6 東雲	0	12	14	16	17	18	77
7 東雲第二	0	14	17	17	17	17	82
8 辰巳第三	12	13	14	24	28	29	120
9 東陽	10	14	17	24	27	30	122
10 亀戸	0	7	10	18	18	19	72
11 亀戸第二	0	15	18	22	24	24	103
12 亀戸第三	11	20	22	24	29	29	135
13 わかば	11	17	18	22	22	22	112
14 大島	0	15	18	21	22	22	98
15 大島第二	0	11	16	21	22	22	92
16 大島第三	0	14	20	21	22	24	101
17 大島第四	0	13	18	20	24	24	99
18 北砂	0	12	14	24	25	25	100
19 小名木川第二	10	14	17	24	28	29	122
20 亀高第二	11	16	18	21	22	22	110
21 東砂	0	12	14	18	18	18	80
22 東砂第二	0	12	15	19	19	19	84
23 東砂第三	9	14	19	20	20	21	103
24 東砂第四	0	14	18	20	20	20	92
25 南砂第一	0	16	19	20	20	22	97
26 南砂第三	0	17	18	22	23	24	104
27 南砂第五	20	25	25	0	0	0	70
28 城東	12	17	18	24	24	24	119
合計	142	412	498	569	598	612	2,831



《取組の方向性》

待機児童解消後の状況及び将来的に就学前人口の減少が見込まれている状況を踏まえ、今後、区立保育園は、これまで積み上げてきた運営ノウハウを継承しつつ、私立保育園等の先駆的役割を果たすべく、質の高い保育提供能力をさらに発揮しながら、運営実績や保育技術等について、私立保育園へ情報発信、助言等を行っていきます。

また、常に最新の保育事情、国や東京都、他自治体の動向について情報収集し、保育の現場で最新の保育理論・技術の実践と、その効果の検証を行う体制を整え、区内全体の保育の質向上に貢献していきます。

加えて、今後は、未就園児の支援体制強化を目指す国及び東京都の動向も注視しながら在宅子育て家庭の支援にも目を向け、既存事業である非定型一時保育

（子育てサポート一時保育）の利用条件の緩和による柔軟な利用の促進、受け入れ枠の拡充や、実施園を増やしていくことについても検討していきます。

非定型一時保育事業以外にも、マイ保育園ひろば事業の実施機会増加や、子育て相談機能の充実等についても検討を進めるとともに、新たな保育サービスの実施可能性も含め、未就園児のいる家庭が安心して子育てできるサポート機能も果たせる体制を構築していきます。

一方で、限られた人材、資源を活用し、前述した役割を果たしていくためには、現在の区立保育園の運営体制についても、刻々と変化する社会情勢に対応した見直しを行っていく必要があります。

今後は、就学前人口の将来的な動向や各園在園児数、所在地周辺の保育需要や私立保育園等の配置状況を考慮の上、定員の適正化や適正配置、民営化についても検討を行っていきます。

区立保育園の民営化については、これまでに第一次民営化計画～第三次民営化計画を策定し、平成18年度より段階的に移行を進めてきています。民営化を行うメリットとしては、運営経費の縮減のほか、時宜に応じた柔軟な保育サービスの提供（延長保育の充実や一時保育サービスの充実、法人の保育方針に沿った特色ある保育カリキュラム（英語教育や食育活動の充実等））が可能になるなど、区立保育園よりもスピード感を持った対応が期待できることが挙げられます。

一方、区立保育園は蓄積された運営ノウハウの継承や区全体の保育の質の更なる向上のために指導的役割を果たすなどの一定の役割を担う必要もあることから、区立保育園の位置づけを改めて整理したうえで、民営化の進め方を検討していきます。

【区立保育園のこれまでの民営化移行実績】

	園名	民営化移行時期
1	豊洲保育園	H18.4
2	毛利保育園	H19.4
3	南砂第二保育園	H20.4
4	塩浜保育園	H22.4
5	亀戸第四保育園	H22.4
6	小名木川保育園	H28.4
7	亀高保育園	H29.4
8	南砂第四保育園	H30.4
9	大島第五保育園	H31.4
10	辰巳第二保育園	R4.4
11	東砂第三保育園	R6.4（予定）
12	亀高第二保育園	R10.4（予定）

※ 公設公営での運営実績のある園のみ抽出しています

(3) 私立認可保育園等への支援策等について

- ・ 空き定員に対する経済的支援策として、空きスペースの活用や利用定員制度の活用などを検討します。
- ・ 空き定員の増加による減収に対する補助の拡充を求める事業者要望がありますが、事業者間競争を維持しつつ、安定的な園運営が継続される運営支援のあり方を検討します。
- ・ 私立認可保育園等の定員変更については、事業者の意向を踏まえつつ公平かつ柔軟に調整が行える手法を検討します。

《現状と課題》

本区では、保育園等の空きスペースを活用した事業として、定期利用保育事業を実施し、待機児童の解消に取り組んできました。待機児童は解消しましたが、その一方で保育園等の空き定員は年々増加しており、施設運営に影響が及ぶなど新たな課題となっています。

私立認可保育園に対する補助金において、4月から9月までの欠員児童に係る人件費及び管理費に要する経費を補助する入所推進加算がありますが、待機児童が解消された現状において、空き定員が増えていることもあり、当該補助金の通年化等の拡充を求める声が一部の運営事業者から挙げられています。

また、私立認可保育園等において、運営費の単価設定や職員配置は、原則として認可定員に基づく運用を行ってきました。運営費については、定員により単価が設定され、在園児数に応じて支払われているため、空き定員が増加することで、園における減収が増加しています。職員配置については、認可定員に対して配置される保育士と、実際に必要な保育士数との乖離により余剰人員が生じるケースが見受けられています。そのため本区では、適切な人材活用及び現状に即した運営費の支払いに資するよう、認可定員とは別に利用定員による運用を開始しています。

4月一斉入所時において3歳児から5歳児クラスの合計定員に対し、合計入所園児数が50%未満の施設を対象に利用定員の設定を可能とし、設定できる利用定員は以下の基準で算出される定員のうち多い方としています。

- ・ 4月時点の3歳児から5歳児クラス各歳の在園児数にそれぞれ1人を加算した定員
- ・ 3歳児から5歳児クラス各歳の認可定員の50%を下限として運営事業者が設定する定員

利用定員：子ども・子育て支援法に基づき、運営費を支払う際に使用する給付単価の根拠。基本的には認可定員と一致するが、過去の利用実績や今後の見込みを踏まえたうえで「認可定員」の範囲内で別に定めることも可能

なお、認証保育所から認可保育園への移行については、保育定員の拡充等で待機児童解消にも寄与するとともに、国の子ども・子育て支援新制度の本旨からも認可保育園への移行を進めていますが、施設面・保育士の確保、在籍する園児の処遇等の課題があります。

《取組の方向性》

待機児童解消の状態を維持するための必要定員確保のため、一定程度の空き定員が生じますが、このことにより、運営事業者の収支が悪化し、経営困難に陥るという事態は避ける必要があります。

一方で、空きが生じないように特色ある魅力的な園運営となるよう努力をしている運営事業者がおり、運営事業者間で競争することが、保育の質やサービスの向上に繋がっているという点も重要です。

そのため、これまで通り事業者による努力を求めたうえで、安定した保育園運営が継続されるような運営支援のあり方を引き続き検討していきます。

また、空き定員の増加に対する支援策として、各園の状況を踏まえ、現在の定期利用保育に加えて、空きスペースを活用した非定型一時保育（子育てサポート一時保育）等の保育園等を通常利用していない子育て家庭を対象とした保育サービスの充実についても検討していきます。

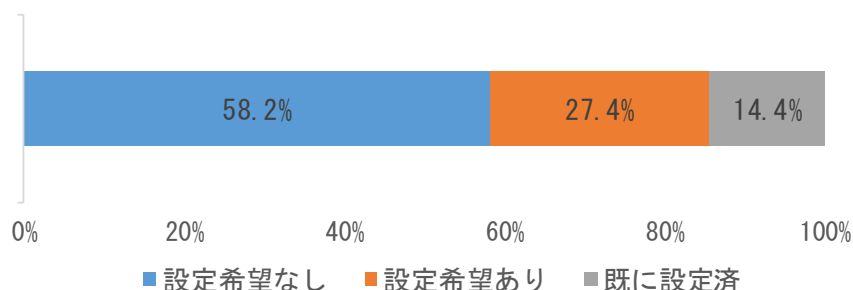
【本区で実施している主な一時的な保育サービスの概要】

類型	概要
定期利用保育	認可保育園等を入所待機となった児童を対象に、区立保育園の延長保育室や、新規開設私立認可保育園で4・5歳児クラスの欠員が生じた保育室等を活用して、待機児童の積極的な解消を図る制度
非定型一時保育 (子育てサポート一時保育)	在宅で育児をしている保護者が、通院・通学・短時間の就労・自宅での看護等の理由で児童の保育ができないときに、認可保育園の専用保育室で一時的に保育する制度
緊急一時保育	在宅で育児をしている保護者の出産や病気・けがによる入院等、緊急の理由で一時的に児童の保育ができないときに、区内認可保育園等で保育する制度

利用定員制度については、現在活用していない園のうち3割程度で活用を希望する意向があったものの、現在の運用では「新規開設園を対象に考えられたものなので、既存園が対象となるには条件が厳しい」、「対象年齢を拡大してほしい」等基準変更を求める意見もあるため、今後は空き定員の状況を踏まえながらより柔軟な利用定員の設定について検討していきます。

【区内保育事業者意向調査】

設問 1－6 今後の利用定員設定の方向性について



また、定員について、区内の保育園等では定員縮小の意向が一定数あることが分かりました。現在、定員変更の要望については『江東区保育園等入園のしおり』作成前の時期に限り、要望のあった園毎に保育需要の見込み等を踏まえて変更の可否について判断しています。今後は、事業者より縮小を含めた定員変更の要望が増加する可能性があることから、地域の保育需要を鑑みつつ柔軟かつ公平に調整できる手法を検討していく必要があります。

【区内保育事業者意向調査】

設問 1－4 今後の認可定員設定の方向性について

(単位：園、%)

	現状維持	全年齢の定員拡大	全年齢の定員縮小	それ以外の定員設定	合計
園数	115	2	19	35	171
構成比	67.2	1.2	11.1	20.5	100

※ それ以外の定員設定のうち、一部年齢の定員拡大意向が2園、一部年齢の定員縮小意向が20園

さらに、認証保育所から認可保育園への移行については、前述のような課題があるため、待機児童解消に伴い、改めて課題を整理し、今後の方向性について検討する必要があります。

なお、認証保育所はこれまで実質的に待機児童の受け皿としての役割を担っていましたが、国の子ども・子育て支援新制度における保育の質の向上等の観点から、平成27年度以降は認可保育所への移行を進めており、新規開設を行っていません。今後についても待機児童解消の現状を踏まえ、新規開設は行いません。

【認可保育園への移行数及び認可移行に伴う定員増数実績】

(単位：園、人)

	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	合計
認可移行数	7	2	4	1	8	1	0	2	25
定員増数	43	10	93	5	177	40	0	46	414

(4) 多様な保育需要への対応について

- ・社会環境の変化や保護者のニーズを捉え、区の保育サービスの拡充について検討します。

《現状と課題》

待機児童は解消したものの、今後も子育て世帯や共働き世帯の増加が見込まれていることから、引き続き地域の保育需要や保護者の多様なニーズに対応していくことが求められています。また、保護者の就労形態や家庭環境、ライフスタイル等が多様化し、それらに応じた柔軟な保育サービスの提供が求められています。

現在、本区では、休日保育や病児・病後児保育、延長保育の実施や障害や疾病等のある園児の受け入れを行っていますが、今後も社会環境の変化や保護者のニーズを捉え、必要な保育サービスの提供について、検討していく必要があります。

① 休日保育

日曜日や祝日に、保護者が就労のため自宅での保育ができない場合、私立認可保育園3園で園児をお預かりしています。なお、本取り組みは令和4年7月から実施しています。

【休日保育の利用状況の推移】 (単位：人、日、%)

	R4. 7	R4. 8	R4. 9
定員	30	30	30
開所日数	6	5	6
利用可能定員数	180	150	180
延べ利用人数	24	23	40
利用率	13. 3	15. 3	22. 2

※ 利用率：延べ利用人数/開所日数×定員

② 病児・病後児保育

保育園等に通っている園児が、「病気」又は「病気の回復期」等により、普段通っている保育園等での集団保育が難しい時期に、区が委託する実施施設（病児・病後児対応型施設、病後児対応型施設）で一時的に園児をお預かりしています。各施設では、保育士及び看護師が園児の体調に合わせた保育を行っています。

【病児・病後児保育の利用状況の推移】 (単位：施設、人、日、%)

	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
施設数	4	4	4	4	5	5	4
定員	18	18	18	22	26	26	22
延べ利用日数	1, 232	1, 578	1, 758	2, 009	2, 210	654	1, 507
利用率	29. 2	37. 2	41. 0	38. 4	39. 1	11. 0	29. 5

※利用率：延べ利用日数/開所日数×定員

③ 延長保育

通常の保育時間を超えて保育が必要な場合、施設により1時間もしくは2時間の延長保育を実施しています。また、施設により1日単位で延長保育が利用できるスポット延長保育を実施しています。

【延長保育実施施設数】（令和4年4月1日現在）

（単位：施設）

施設種別【（）内はR4.4.1の園数】	1時間延長	2時間延長	合計
区立保育園（28）	28	0	28
公設民営保育園（16）	2	14	16
私立認可保育園（132）	20	111	131
認定こども園（4）	1	3	4
小規模保育事業所（18）	15	0	15
合計（198）	66	128	194

④ 障害や疾病等のある園児の受け入れ

障害・疾病・発達の遅れ・医療的ケア等の程度により、安全な集団保育が可能と判断した園児について、保育園等での保育を行っています。なお、集団保育において職員の加配等の個別支援を必要とする園児のうち、申請のあった園児に対し観察調査等を実施し認定を行った上で、職員の加配等により保育園等でのサポート体制を確保しています。

《取組の方向性》

社会環境の変化や保護者のニーズを捉え、引き続き、休日保育や病児・病後児保育、延長保育の実施や障害や疾病等のある園児の受け入れを行っていくとともに、実施園の拡大についても検討していきます。特に、医療的ケア児の受け入れについて、集団保育の中で安全にお預かりができるよう、受け入れ体制等の検討を進めていきます。

なお、病児・病後児保育については、病後児保育に比べ病児保育の需要が高い傾向にありますが、利用状況等を踏まえ、拡充や見直し等の検討を進めていきます。

また、多様な保育需要にかかる他自治体の先進的な取り組みを研究し、区の保育サービスの拡充について検討していきます。

2 これまでの待機児童解消施策の見直しについて

(1) 小規模保育事業所の方向性について

- ・待機児童解消緊急対策として小規模保育事業所の整備を行ってきましたが、特に多く発生していた0歳児から2歳児クラスまでの待機児童は解消されたことから、今後小規模保育事業所の新設については慎重に検討します。
- ・卒園後の受け皿連携については、事業者意見や保護者ニーズ等を総合的に判断し検討します。
- ・保育内容の支援、代替保育の連携については引き続き連携設定を促進します。

《現状と課題》

本区では、待機児童解消緊急対策として小規模保育事業所の新設等を行い、特に待機児童の多かった0歳児から2歳児までの定員を拡大してきました。しかし、全ての年齢での待機児童の解消に伴い、小規模保育事業所にも空き定員が生じています。

小規模保育事業所では、受入年齢が、0歳児から2歳児クラスまでで定員19名以下と小規模であることから原則①保育内容の支援、②代替保育、③卒園後の受け皿、3点の連携が必要となっています。本区では③の卒園後の受け皿については未連携の小規模保育事業所の卒園児及び連携以前に入所しており連携園への入所を希望しない園児の卒園時に、入所調整基準により指数加算を実施しています。

なお、連携施設の確保については、令和7年3月31日までは経過措置が認められています。

小規模保育事業所については、3歳児クラスへの進級時に必ず転園を伴うことで、転園の手続きや慣らし保育の期間等が必要であり、保護者負担が大きいことが希望者の減少につながっていると考えられます。

待機児童解消後の現状においては、小規模保育事業所の今後の方向性や連携園の確保について改めて検討する必要があります。

【小規模保育事業所の定員推移】(各年度4月1日時点)

(単位：施設、人)

		H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
施設数		5	6	6	12	18	18	18	18
定員	0歳	18	22	22	46	58	58	58	55
	1歳	23	27	27	69	107	107	103	105
	2歳	25	29	29	74	113	113	110	111
	合計	66	78	78	189	278	278	271	271
入所者数		63	77	77	182	247	228	222	210

《取組の方向性》

小規模保育事業所には低年齢の期間を少人数のより家庭環境に近い環境で愛着関係を大事にする保育や、少人数を対象にきめ細かな保育が提供できるという魅力があります。

しかしながら、全ての年齢において待機児童が解消された現状においては、連携園の確保や保護者の負担に課題があることを踏まえ、今後新たな施設整備が必要な場合の小規模保育事業所の新設については慎重に検討します。

連携園においては、「卒園児の受け皿」として枠を確保する場合、小規模保育事業所園児に係る3歳児から5歳児用の保育面積や職員を確保する必要があります。そのため、小規模保育事業所で空き定員が発生している場合にはその枠が空きとなるリスクがあります。実際に連携園へ進級する園児は、近年では3割から5割程度に留まっています。そのため「連携園に空きが生じるリスクがあること」や、「卒園後の受け皿を設定せず入所調整基準での指数加点によりその時点で希望する園に入所したい保護者ニーズ」などを総合的に判断し、卒園後の受け皿連携について検討していきます。

また、転園時の保護者の負担や不安軽減の観点からも、①保育内容の支援、②代替保育については引き続き連携を進め、より具体的な連携活動ができるよう支援していきます。

【連携項目の設定状況等】

(単位：施設)

	連携項目の設定状況			合計
	①・②・③	①・②	①	
小規模保育事業所	10	7	1	18

連携項目	内容
① 保育内容の支援	集団保育体験の機会設定や小規模保育事業所に対する相談助言その他支援
② 代替保育	小規模保育事業所の職員が急な病気・休暇等により保育が提供できない場合に代わりに提供する保育
③ 卒園後の受け皿	卒園した満3歳未満児の引き続き保育の受け皿

【連携園への進級状況】

(単位：人、%)

	R2	R3	R4
小規模保育事業所卒園児合計 (卒園後の受皿連携有)	47	49	39
進級先内訳	連携園	24	15
	それ以外	23	34
連携園への進級率	51.1	30.6	38.5

(2) 居宅訪問型保育事業の方向性について

- ・居宅訪問型保育事業（待機児童・障害児対応）について、待機児童解消や認可保育園での医療的ケア児受入開始を見据えながら、そのあり方や対象者等について検討します。

《現状と課題》

区は、平成29年7月より、障害等により集団保育が困難な児童を対象として地域型保育事業の1つである居宅訪問型保育事業を開始しました。

その後、保育需要の増大に対応し、迅速に保育定員を確保するため、平成30年4月、認可保育園等の入園が待機となった児童を対象とした待機児童向け居宅訪問型保育事業を開始しました。

待機児童解消を達成したことを踏まえて、今後の待機児童向け居宅訪問型保育事業のあり方について改めて検討していく必要があります。

また、障害児向けの事業については、医療的ケア児支援法施行に伴う認可保育園での受入れ開始を見据え、事業の位置付けを確認する必要があります。

【居宅訪問型保育事業の延利用児童数等の実績】

(単位：人)

	延定員	H29	H30	R元	R2	R3
障害児向け (H29. 7. 1開始)	—	35	72	52	63	96
待機児童向け (H30. 4. 1開始)	360 (H30:216)	—	140	291	268	252

※延定員：月定員×12か月の人数

《取組の方向性》

待機児童向け居宅訪問型保育事業については、新型コロナウイルス感染症による保育園への預け控えの影響もあると考えられることを考慮しつつ、利用児童数の推移や利用者の状況を分析して検討していく必要があります。

障害児向けの居宅訪問型保育事業については、認可保育園での医療的ケア児の受入れを見据えながら、役割を整理し、障害・疾病等により集団保育が困難である児童の受入れを行っていきます。

(3) 定期利用保育事業の方向性について

- ・ 定期利用保育事業の需要・利用実績を分析し、今後の方向性を検討します。

《現状と課題》

区は、平成30年4月より、待機児童解消緊急対策として、認可保育園等を入所待機となった1歳から3歳児を対象に、区立保育園（塩崎保育園）の延長保育室や、新規開設の私立認可保育園において4歳から5歳児クラスの欠員が生じた保育室等を利用して、定期利用保育事業を開始しました。

利用者数は年々減少しており、待機児童解消を達成した現状においては、定期利用保育事業の需要・利用実績を分析し、方向性を検討する必要があります。

【定期利用保育事業実施施設数、定員及び延利用園児数推移】

（単位：施設、人）

年度	実施施設数		定員		延利用園児数	
	区立	私立	区立	私立	区立	私立
H30	1(1)	1(1)	4,500	1,800	3,904	1,102
R元	1(1)	3(6)	4,500	14,400	3,671	372
R2	1(1)	2(5)	4,500	7,800	821	362
R3	1(1)	1(3)	4,500	4,500	158	154

※1 定員は延べ定員（例：区立1日15人×月25日×12か月＝4,500人）

※2 実施施設数は、利用のあった施設数。（ ）内の数字は、募集施設数。

《取組の方向性》

区立保育園・私立認可保育園ともに、今後の利用園児数の推移や需要を踏まえ、廃止も含め検討していきます。生じた空きスペースについては、より利用需要の高い保育サービスの提供拠点への転換等を検討していきます。

(4) 認可外保育施設に係る区の支援の方向性について

- ・これまで待機児童の受け皿として機能してきた認証保育所に対する区の支援の方向性や、認可外保育施設の利用者に対する補助事業の見直しを検討します。

《現状と課題》

認証保育所は、大都市の特性に着目し東京都が独自に基準を設定した認可外保育施設であり、これまで、待機児童解消において重要な役割を担ってきました。しかし、施設数については、認可移行の推進等により減少傾向を示すとともに、既存園においても空き定員が一定程度生じている状況があります。

一方で、利用にあたって保育の必要性の認定が不要であることや、一定の基準のもとでサービス内容に応じた料金設定が可能なため、特色ある保育プログラムを実施することから、認証保育所ならではの保育ニーズもあります。これらの状況を踏まえて、待機児童解消後の認証保育所に対する区の支援の方向性を検討する必要があります。

また、平成17年度から、認証保育所をはじめとした認可外保育施設を利用している園児等の保護者を対象に、認可外保育施設等保護者負担軽減事業を実施しています。本補助事業については、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化制度の開始に伴い、制度改正を行いました。待機児童が解消され認可保育園等にも定員に対する空きが生じている現状を踏まえ、改めて事業内容を検討する必要があります。

【認証保育所の施設数、定員及び在籍児童数の推移】（各年度4月1日時点）

（単位：施設、人）

		H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
施設数		60	59	54	50	42	39	34	28
定員	0歳児クラス	435	387	367	340	281	242	195	154
	1歳児クラス	614	592	536	529	456	404	324	257
	2歳児クラス	530	522	458	427	333	319	291	208
	3歳児クラス	254	257	190	192	132	128	118	105
	4歳以上児クラス	160	132	136	97	91	79	77	70
	合計	1,993	1,890	1,687	1,585	1,293	1,172	1,005	794
在籍児童数	0歳児クラス	337	308	308	234	149	115	112	80
	1歳児クラス	556	548	474	447	373	279	250	179
	2歳児クラス	437	423	364	326	273	253	222	152
	3歳児クラス	213	168	136	150	83	94	69	58
	4歳以上児クラス	252	222	182	151	112	92	92	89
	合計	1,795	1,669	1,464	1,308	990	833	745	558

【認可外保育施設等保護者負担軽減補助金実績】

(単位：人、千円)

	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
	無償化前				10月から 無償化	無償化後	
補助対象人数	2,345	1,645	1,438	1,317	1,765	1,701	1,569
交付額	396,398	291,855	268,990	241,110	344,570	460,805	454,746

《取組の方向性》

認証保育所については、認可外保育施設であるものの東京都が独自の基準を定め適切な保育水準を確保しており、依然として待機児童解消の継続に対しての役割を担っていることから、引き続き運営費補助を継続していきます。

認証保育所をはじめとする認可外保育施設は、施設と保護者の直接契約により保育料が決まります。待機児童が多数発生していた状況において、認証保育所や一部の認可外保育施設が実質的に待機児童の受け皿となっていたことから、認可外保育施設等保護者負担軽減について、平成28年度から、低所得者の補助額の増額や高所得者の所得制限を設けるほか、補助額算定方法を認可保育園の保育料算定方法と合わせる等の見直しを行い、認可保育園と認可外保育施設の保育料格差是正に取り組んできました。

待機児童が解消された現状においては、認可保育園と認可外保育施設の本来の役割や性質に応じた対応を考慮したうえで、負担軽減補助制度の対象者の条件や補助金額等について見直しを検討します。

3 保育の質の維持・向上策について

(1) 保育士の確保に係る支援策等について

- ・ 私立認可保育園等を運営する事業者の保育士確保を支援するため、本区で行っている保育園就職フェアを含めた効果的な人材確保策を検討します。
- ・ 保育士が継続して働き続けることを促進できる、保育士定着のための方策を検討します。

《現状と課題》

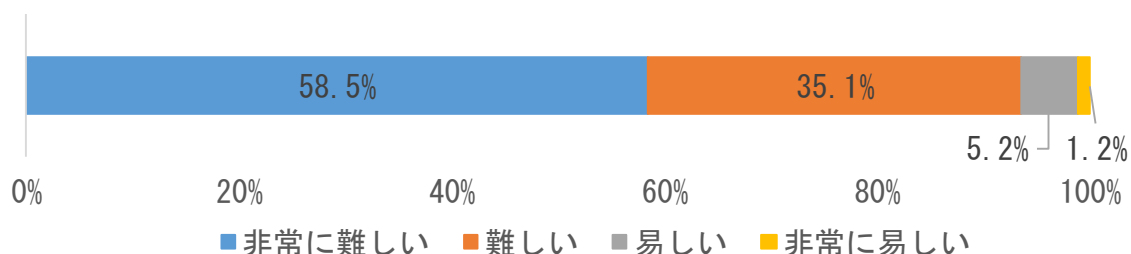
近年、待機児童解消のための受け皿の拡大に伴い、全国的に保育士不足が問題となっています。特に、東京都における保育士の有効求人倍率は令和4年4月時点で2.56となっており、全国平均の1.98と比較して依然として高い状況です。本区においても、区内保育事業者意向調査では、約94%の事業者が保育士確保が難しいと考えており、保育士の確保は大きな課題となっています。

保育園等では、法令に基づく保育士を確保して運営していますが、延長保育への対応や勤務ローテーションなど、安定的な運営を行うために、余裕ある職員配置が必要です。

また、採用した保育士が短期間で離職すると、新たな採用のための費用や事務の負担が発生するほか、保育の質の低下につながり、保護者との信頼関係を損いかねません。運営事業者からは、人材紹介業者や募集広告費として多くの経費を投入しているとの声もあることから、人材確保支援及び定着支援が必要な状況となっています。

【区内保育事業者意向調査】

設問2-2 保育士確保について、現在の状況は



《取組の方向性》

本区では、運営事業者の保育士の確保及び本区での勤務を希望する保育士の就職活動を支援するため、保育士の求人マッチングを支援する保育園就職フェアを開催するとともに、本区のホームページにおいて区内私立認可保育園等の求人情報の掲載を行っています。

また、保育士として就職を考えている方に本区を知ってもらい、本区で働くきっかけづくりとなるよう、保育士就職支援パンフレットを発行し、区の紹介や保育士向けの支援策、区内の私立認可保育園等で働く保育士のインタビューを掲載して本区で働く魅力を紹介しています。

現在実施しているこれらの事業を踏まえ、一人でも多くの保育士が本区の私立認可保育園等に関心を持ち、実際に就職に結びつくよう、効果的な人材確保策を検討していきます。

また、保育士が長く継続して勤務することは、採用に係る負担軽減のほか、安定した保育園の運営につながることから、保育士定着や離職防止を図るための方策を検討していきます。

(2) 園児の新たな外遊び場の確保について

- ・園外保育の充実に向けた支援策を検討します。

《現状と課題》

国の保育所保育指針において、自然の中で伸び伸びと体を動かして遊ぶことが園児の発達に寄与することから、外遊びの意義が示されています。また、認可保育園への入所申込分析においても、園庭の有無が少なからず入所希望に影響していると考えられることから、認可基準を満たす園庭がない保育園では、特に外遊び場の確保が重要となってきます。

現在、区内の私立認可保育園では、8割を超える園が近隣の公園等を代替遊戯場としています。園児が公園へ外遊びに出る時間帯は重なることが多く、区内保育事業者意向調査では約7割の園から代替遊戯場が混雑しているという回答があり、園外保育の充実を検討する必要があります。

【私立認可保育園の園庭の有無】（令和4年4月1日時点）

（単位：園、％）

	基準を満たす園庭あり	基準以下の園庭あり （代替遊戯場設定）	園庭なし （代替遊戯場設定）	合計
園数	19	34	79	132
構成比	14.4	25.8	59.8	100

区内保育事業者意向調査において「園外保育の充実として、区に対して実施を要望する施策があるか」という調査をしたところ、128園から回答があり、最も多かった回答は、園バス送迎費用等の補助制度の創設で75件（58.6％）という結果が出ています。以下、順に新規整備や適切な砂場管理を行う公園整備の要望が28件、小学校校庭開放や保育所専用広場の設置による場所の提供が20件という結果となっています。

【区内保育事業者意向調査】

設問2－5 園外保育の充実として、区に対して実施を要望する施策は

（単位：件、％）

内容	件数	回答のあった園に 占める割合
園バス送迎費用等の補助制度の創設	75	58.6
公園整備等（新規整備、砂場・タバコ等適切な管理）	28	21.8
場所の提供（小学校校庭開放、保育所専用広場の設置）	20	15.6
区バス提供	10	7.8
区関連施設の使用料減免（スポーツセンター等）	6	4.7
防犯安全対策（GPS・防犯ブザー・ガードマン等）	5	3.9
園外活動費補助（遊具、消耗品費等）	5	3.9

《取組の方向性》

遊び場の整備については、後に現状復帰を想定した暫定的な活用も含めて、国や東京都に対し、遊び場として活用可能な未活用の土地の情報提供を求めています。

そのほか、遊び場整備のための土地の確保が困難な場合には、都営住宅の建替えに際して園外保育に利用できるような地域開放型の広場等の整備を求めています。

また、園庭のない私立認可保育園等に対しては、園外保育充実のための事業等を検討するとともに、区施設等の園外保育への活用の余地を検討するなど、様々な手法を活用して外遊び場の確保に努めます。

(3) 保育園等に対する指導検査等について

- ・ 保育園等の指導検査の専門性の向上を目指し、手法の見直しも含め検討します。
- ・ 保育士のスキルアップを目指し、研修の強化等を検討します。

《現状と課題》

本区では、平成 27 年度から、保育内容及び運営状況を確認・指導するため、子ども・子育て支援法に基づく認可保育園の検査を実施しています。現在では、認証保育所及び無償化対象の認可外保育施設にも検査対象を拡充し、保育の質の維持・向上に努めています。

また、本区は令和 7 年度以降に児童相談所の開設が予定されています。児童相談所の設置区は、児童福祉法等の規定により、児童相談所設置市（区）事務の遂行が必要となります。そのうちの一つには、これまで東京都が行ってきた認可外保育施設の指導監督があります。

今後、検査対象施設及び指導監督対象施設が増えていく中で、いかにして効率的かつ効果的に検査を行っていくかが、保育の質の向上のためには、重要となっていきます。現在、保育の内容については、現場をよく知る保育士が指導検査を専門的知見から行っています。今後は保育園運営における労務や会計分野に関する適切な指導検査ができるよう、スキルアップを図っていく必要があります。

また、保育の質の向上のためには、保育士一人ひとりのスキルアップが欠かせません。本区では、園での生活への支援を要する乳幼児の保育の在り方を学ぶ「こども発達支援ゼミ」や在宅で子育てをする家庭の支援を目的とした「子育て支援アドバイザー養成研修」等の研修を実施しています。「こども発達支援ゼミ」は、小児神経専門医を講師に招き、講義と参加者のグループディスカッションを通じて、保育士の知識やスキル向上を図るものとなっています。「子育て支援アドバイザー養成研修」は、子育てひろばやマイ保育園ひろばのように保育園を活用した地域子育て支援の充実を図っています。

【保育園等指導検査施設数推移】

(単位：施設)

	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
認可保育園	35	98	111	120	137	155	163
小規模保育事業所	—	6	6	12	18	18	18
認証保育所	—	58	52	49	42	39	33
認可外保育施設	—	12	11	9	8	31	26
合計	35	174	180	190	205	243	240

【こども発達支援ゼミ及び子育て支援アドバイザー養成研修参加者数推移】

(単位：人)

	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
こども発達支援ゼミ	42	51	53	54	54	45	53	56
子育て支援 アドバイザー養成研修	28	17	30	71	76	46	52	44

《取組の方向性》

効率的かつ効果的な指導検査を実施するため、社会保険労務士等の専門家の知見も取り入れつつ、検査指導能力の向上を図っていきます。

また、検査以外にも抜き打ちで不定期に現地確認をする等の巡回訪問は、職員配置の虚偽報告の防止や日常的な施設の安全対策の確認を行うことができ、各施設に緊張感を持った施設運営が期待できるため、保育の質の向上につながると考えられます。そこで、施設の巡回訪問の有効な活用について検討していきます。

区内事業所意向調査では、他園との交流やアドバイザー等の派遣といった要望がありました。今後は現在実施している有用な研修は継続しつつ、保育士に求められる資質を見極め、研修の内容の強化等を検討していきます。

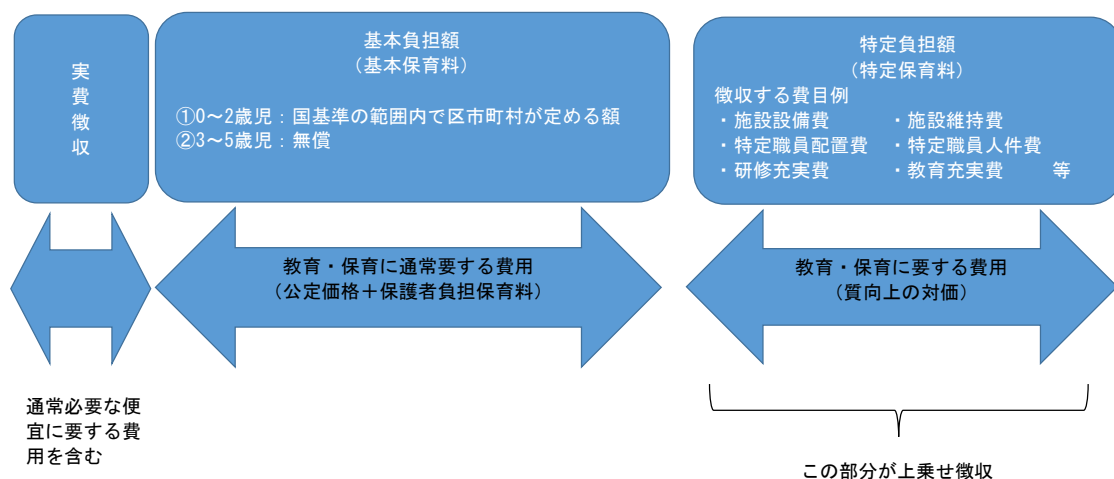
第3章 今後継続して検討することについて

1 認可保育園の独自の魅力の発揮のための上乗せ徴収について

- ・認可保育園の公共性や公平性を踏まえ、上乗せ徴収の実施の可否、認める場合の条件等を慎重に検討します。

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」によると、「特定教育・保育施設は、(略) 特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる」とされています。いわゆる「上乗せ徴収」と呼ばれる制度です。これは、保育の質の向上に資する保育プログラムを実施する場合、そこにかかる経費を保育料に上乗せして請求してよいというものです。

【認可保育園にかかる費用等のイメージ】



保育の質の向上のための独自の保育プログラムとしては、職員配置の充実、高処遇を通じた保育士の確保、設備更新の前倒し、平均的な水準を超えた施設整備、独自の教育カリキュラムの導入といったものが想定されます。

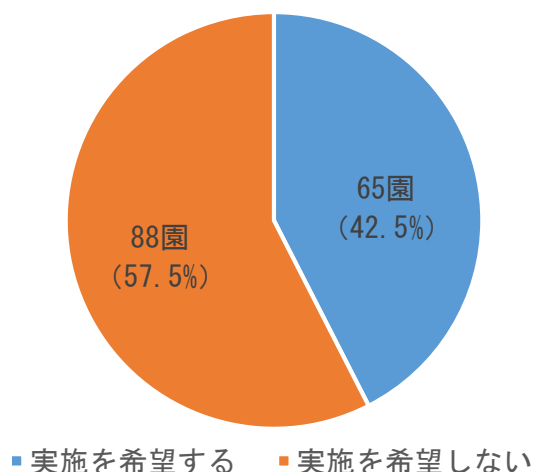
「上乗せ徴収」による保育プログラムの実施は、認可保育園ごとに独自の特色や付加価値を打ち出しやすく、保育の質の向上に資するものではありません。しかし、現在、本区ではこの「上乗せ徴収」による保育プログラムの実施を認めていません。これは、認可保育園の入園は、本区が入所調整を行うという制度上、必ずしも第一希望の認可保育園へ入園できないこと、家庭ごとに経済状況が異なること等から、公平性の担保が難しく、認可保育園の児童福祉施設としての役割にそぐわないという判断によるものです。

区内保育事業者意向調査によると、上乗せ徴収を実施し独自の保育プログラムを導入したいと答えた保育園は全体の約 43%でした。一定割合の認可保育園が上乗せ徴収を望んでいるという結果が出ています。

今後、少子化が進んでいく中で、認可保育園でも長期安定的な運営を確保するため、他園との差別化を図るうえでも保育内容の質の向上、特徴ある保育の提供を目指す園が増えていくことも見据え、上乗せ徴収の実施の可否、上乗せ徴収を認める場合、公平性の担保等を行うためにどのような基準のもと認めるのか慎重に検討します。

【区内保育事業者意向調査】

設問 2－7 仮に上乗せ徴収が認められた場合、独自の保育プログラムを希望しますか



【上乗せ徴収が認められた場合に導入したい保育プログラム（抜粋）】

- ・ ダンス、サッカー、水泳等の運動プログラムの充実
- ・ ピアノ、絵画、体操、造形教室、英会話、プログラミング等の学習発展プログラムの充実
- ・ 外部講師の受け入れ

2 在宅での子育て支援について

- ・待機児童解消後においても、0歳児から1歳児の保護者を中心に在宅での子育て支援サービスへの高いニーズがあります。利用者ニーズに沿った支援を推進するため、様々な子育て施設との連携を検討します。

核家族化や地域コミュニティの希薄化により、子育てに孤立感を抱く家庭が増えており、本区では、孤立した子育ての解消を図るため、区内8カ所の子ども家庭支援センターを中心に、児童館や保育園等、地域に密着した施設において、在宅での子育て支援に取り組んできました。

2歳児から保育園に通う児童も多くなりますが、待機児童解消後においても0歳児から1歳児の子育て世帯では子育て支援への高いニーズがあります。

今後も各施設において、引き続き子育て相談や子育てひろば、一時預かり保育等の充実に努めるとともに、保護者やこども一人ひとりのニーズに沿った支援を推進するため、様々な子育て関連施設との連携を検討します。

(1) 主な取り組み内容

①子育てひろば

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行っています。

本区では、子ども家庭支援センター及び児童館、一部の私立保育園で「子育てひろば」を行うほか、保育園で「マイ保育園ひろば」、幼稚園で「かんがるーひろば」を実施しています。

【年齢別子ども家庭支援センター利用者数】

(単位：人)

	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
0歳	45,180	46,036	42,941	44,597	35,087	9,961	17,220
1歳	18,436	20,867	20,670	18,908	14,644	4,072	4,792
2歳	10,924	11,040	10,998	11,693	9,916	2,042	4,347
3歳	5,981	5,103	4,470	5,573	4,321	951	1,234
4歳	1,819	2,761	2,622	2,033	2,274	433	776
5歳	1,013	812	1,238	1,288	842	211	304
6歳以上	695	667	523	659	562	86	151
合計	84,048	87,286	83,462	84,751	67,646	17,756	28,824

※令和2年3月から新型コロナウイルス感染症の影響で、一部定員数を制限して実施しています

【子育てひろば利用者数】

(単位：人)

	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
子ども家庭支援センター	163,325	170,163	163,457	164,458	133,013	34,362	56,520
児童館	293,716	317,264	296,788	357,978	287,730	130,101	180,761
保育園	7,732	7,458	7,353	8,540	8,816	4,180	5,152
合計	464,773	494,885	467,598	530,976	429,559	168,643	242,433

※令和2年3月から新型コロナウイルス感染症の影響で、一部定員数を制限して実施しています

②一時預かり保育（在宅子育て世帯対象）

保護者の入院や通院、親族の看護などで、家庭での保育が一時的に困難となった場合や保護者の育児負担の軽減等を目的として、主として昼間、認可保育園その他の場所で一時的に預かりを行っています。

本区では、保育園で「非定型一時保育」、「緊急一時保育」、子ども家庭支援センターで「リフレッシュひととき保育」、児童館で「児童館一時保育サービス」を実施しています。

【一時預かり保育利用者数】

(単位：人)

	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
リフレッシュひととき保育	5,758	6,921	7,943	9,415	9,572	5,827	8,648
児童館一時保育サービス	—	—	—	—	—	—	902
非定型一時保育	22,177	21,128	18,191	16,980	15,152	8,497	9,926
緊急一時保育	1,609	1,624	1,589	1,409	1,040	776	624
合計	29,544	29,673	27,723	27,804	25,764	15,100	20,100

※令和2年3月から新型コロナウイルス感染症の影響で、一部定員数を制限して実施しています

③子育て相談

子ども家庭支援センターや児童館、保育園等の各施設で、日常的に子育てについての相談に対応しています。

特に子ども家庭支援センターでは、多様な相談に応えられるよう、専門相談を実施しているほか、相談フォームを使ったWEB相談も行っています。

また、「マイ保育園ひろば」において、保育園等の身近な子育て支援の場における相談を実施しています。

(2) 今後の展開

在宅子育て世帯への子育て支援の充実に向けた取り組みとして、地域における子育て支援拠点である子ども家庭支援センターが未整備の地区において整備を進めます。

また、引き続き利用者へのきめ細かな情報提供を行うとともに、子ども家庭支援センター以外の子育て関連施設においても、潜在的ニーズの把握に努めながらそれぞれの役割と支援への取り組みについて、検討していきます。

3 働き方の多様化に対応した入所調整基準の見直しについて

- ・就労形態、勤務時間・日数の選択制といった、働き方の多様化に対応した公平な基準とするため、入所調整基準の見直しを検討します。

保育園等の入所調整基準については、公平、公正に入園調整ができるよう、保護者の保育の必要性の事由ごとに指数を定めています。

一方、働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革の推進や、新型コロナウイルス感染症の影響による社会情勢の変化により、働き方の多様化が進んでいます。働く場所を限定しないテレワーク制度や、時間を選択できるフレックス制度は多くの会社で導入されており、最近では、副業・兼業を認める会社も多く見られます。そのため、今後も働き方の多様化に対応した、入所調整基準を検討する必要があります。

これまでも、社会情勢の変化に合わせ、毎年入所調整基準の検討を行ってきました。過去には、在宅勤務の増加に伴い、優先順位の「職場同伴」の撤廃等、働き方の多様化に関連した改正を行いました。

今後も、社会情勢に合わせた公平な基準とするため、他自治体の動向も踏まえながら、必要に応じて入所調整基準の見直しを検討します。

【働き方の多様化に伴う入所調整基準変更点】

変更年度	変更点
H29	就労時間を一日計算ではなく週計算へ変更
R3	優先順位の「職場同伴」の項目を削除
R4	就労（居宅内）・就労（居宅外）を「就労」と統一

4 今後の保育政策の具体的検討について

- ・検討を要すると整理した項目については、令和7年度当初予算以降の反映を目途に検討を進めます。
- ・ICTの活用やDXの推進により、保育園運営における安全性や利便性等の向上を図る視点を持って検討を進めます。
- ・保育園等の果たすべき役割を整理したうえで、幼稚園については、引き続き「江東区立幼稚園あり方検討委員会」において今後のあり方の検討を進めます。

本資料の作成にあたっては、今後の本区の政策に影響を与えることなどから、保育関連部署に限らず政策経営関連部署等を加えた「保育政策検討委員会」を新たに発足させ、検討を行いました。「保育政策検討委員会」での検討内容は、学識経験者を含む「こども・子育て会議」や全庁的な会議体である「長期計画推進委員会」で報告し、意見を聴取して本資料にまとめ、検討を要する項目の整理等を行いました。今後、検討を要すると整理した項目については、引き続き「保育政策検討委員会」を通じて、長期計画の後期期間の初年度となる令和7年度当初予算以降の反映を目途に検討を進めていきます。

【保育政策検討委員会構成員】

構成員		
1	委員長	こども未来部長
2	委員	こども未来部保育計画課長
3	委員	こども未来部保育課長
4	委員	政策経営部企画課長
5	委員	政策経営部計画推進担当課長
6	委員	政策経営部財政課長
7	委員	こども未来部こども家庭支援課長
8	委員	こども未来部児童相談・養育支援担当課長
9	委員	教育委員会事務局学務課長

多様化かつ複雑化していく保育ニーズに対して、これまで以上に本区は主体的に対応していく必要があります。今後も、待機児童ゼロの継続とともに、時流を捉え、ICTの活用やDXの推進により保育園運営における安全性や利便性等の向上を図る視点を含めた検討を行い、良質で多様な保育サービスが安定的に提供できるよう努めていきます。

また、保育政策を検討するにあたっては、保育園等の果たすべき役割を整理する必要もあります。幼稚園については、引き続き「江東区立幼稚園あり方検討委員会」等において、私立幼稚園との連携を含めて今後のあり方について検討を進めます。

参 考 資 料

今後の保育政策検討のための意向調査集計結果

1. 概要

今後の本区の保育政策検討の検討資料とするため、区内保育園等（区立保育園除く）を対象に意向調査を実施

（手法） 9月13日から9月26日までを回答期間として、調査票によるメール回答

	対象	回答	回答率
公設民営保育園	16	15	93.8%
私立認可保育園	132	116	87.9%
認定こども園	4	4	100%
小規模保育事業所	18	18	100%
認証保育所	28	18	64.3%
合計	198	171	86.4%

○認証保育所は64.3%の回答率となったものの、全体では86.4%の回答率であり、十分な回答データを確保できた

2. 調査結果集計

【定員・空きに関する設問】

設問1-1 認可定員に対して、現在空きは発生していますか

選択肢 1. 空きが発生している 2. 空きは発生していない 3. 認可定員設定なし

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
公設民営保育園	空きあり	0	0	4	9	10	11
	空きなし	14	15	11	6	5	4
	定員設定なし	1	0	0	0	0	0
私立認可保育園	空きあり	7	26	50	76	88	85
	空きなし	72	90	66	40	28	31
	定員設定なし	37	0	0	0	0	0
認定こども園	空きあり	0	0	0	0	0	1
	空きなし	4	4	4	4	4	3
	定員設定なし	0	0	0	0	0	0
小規模保育事業所	空きあり	2	6	12	0	0	0
	空きなし	12	12	6	0	0	0
	定員設定なし	4	0	0	18	18	18
認証保育所	空きあり	7	9	12	8	6	4
	空きなし	11	9	6	1	2	3
	定員設定なし	0	0	0	9	10	11
合計	空きあり	16	41	78	93	104	101
	空きなし	113	130	93	51	39	41
	定員設定なし	42	0	0	27	28	29

○年齢が上がることに概ね空き比率は増加している（0歳児は12.4%、5歳児は71.1%）

○認定こども園はほぼ空きはない。公設民営保育園は私立認可保育園より空きは少ない傾向

○全年齢空きがないのは22園、12.8%（22/171）のみ

設問１－２ 空きスペースはありますか

選択肢 １. 空きスペースが発生している ２. 空きスペースは発生していない

空きスペースあり	空きスペースなし	合計
22	149	171
12.9%	87.1%	100%

設問１－３ 空きスペースで、今後実施を希望する事業はありますか（設問１－２で１と回答の場合）

（例）子育てサポート一時保育（専用保育室必須）、学童クラブ事業（認証に限る）

22件の回答のうち、具体的内容が記載されている回答は下記の7件

学童クラブ事業（私立1件、認証2件）

子育て支援イベント（私立2件）

空き定員枠を活用した地域の未就園児の定期預かり（小規模1件）

医療的ケア児受入スペース（小規模1件）

設問１－４ 今後の認可定員設定の方向性についてご回答ください

選択肢 １. 現状維持 ２. 全年齢の定員拡大 ３. 全年齢の定員縮小 ４. それ以外の定員設定

現状維持	全年齢の定員拡大	全年齢の定員縮小	それ以外の定員設定	合計
115	2	19	35	171
67.2%	1.2%	11.1%	20.5%	100%

（それ以外の定員設定の内訳）

一部年齢の定員拡大 2件…4歳～5歳の定員拡大

一部年齢の定員縮小 20件…主に3歳～5歳の定員縮小

総定員は変更せずに年齢内訳を変更 4件

認可移行 2件

閉園予定 2件

入所者数を増加させて定員拡大させたい等 5件

○現状維持が67.3%。全年齢または一部年齢の定員拡大2.3%（4/171）に対し、全年齢または一部の定員縮小は22.8%（39/171）と、定員縮小の意向が多い。

設問１－５ 運営を継続していくために必要と考える最低入所率（在園児数/認可定員）は

100%	90～99%	80～89%	70～79%	60～69%	50～59%	合計
28	80	51	7	2	3	171
16.4%	46.8%	29.8%	4.1%	1.2%	1.7%	100%

○最大100%～最低50%、平均は88.3%となった。80%以上は必要と考える園が9割以上となった

設問１－６ 今後の利用定員設定の方向性についてご回答ください

選択肢 １. 利用定員設定はしない ２. 今後利用定員設定を希望する ３. 既に利用定員設定している

設定希望なし	設定希望あり	既に設定済	合計
89	42	22	153
58.2%	27.4%	14.4%	100%

※利用定員制度がない認証保育所は対象外

○利用定員制度を利用していない園のうち、32.1%（42/131）が設定希望ありとニーズは一定程度ある

設問１－７ 利用定員設定の基準について変更を希望しますか

選択肢 １. 変更を希望する ２. 変更を希望しない

変更希望あり	変更希望なし	合計
50	103	153
32.7%	67.3%	100%

※利用定員制度がない認証保育所は対象外

【本区基準】

３歳から５歳児について、４月一斉入所時に３歳から５歳児の合計入所児童が５０％未満の施設を対象に利用定員の設定を認めている

（変更希望の具体的内容）※複数回答含む

対象年齢（０歳から２歳児）への拡大 17 件
 ３歳から５歳児の合計入所児童ではなく、各年齢での設定 7 件
 入所割合（５０％未満から 80％、90％未満等）の緩和 4 件
 年度途中での設定 4 件
 条件撤廃 1 件
 柔軟な対応求む等 22 件

設問１－８ 定員に対して空きが生じていることでのデメリットはどのように捉えていますか

選択肢 １. 補助金減少による経済収支の悪化 ２. 保育士の保育機会減少によるスキル向上機会の減少
 ３. 保育士の保育機会減少によるモチベーションの減少 ４. その他（ ）

項目	回答数	割合
補助金減少による経済収支の悪化	164	95.9%
保育士の保育機会減少によるスキル向上機会の減少	87	50.9%
保育士の保育機会減少によるモチベーションの減少	89	52.0%
その他（ ）	27	15.8%

※複数回答含む

（その他の内容）

職員関連（過剰配置・配置調整が困難・過剰配置が結果として区全体で保育士確保が困難へと繋がる） 18 件
 保育関連（園児同士の交流減、空きへの不信感などから更なる空きへ、異年齢クラスとなる、集団が形成できなくなる） 9 件

設問１－９ 定員に対して空きが生じていることで、区に対して実施を要望する施策は
（111 園回答内容）複数回答含む

定員による補助金の担保（人件費や賃借料を入所者数ではなく定員で担保） 37 件
入所推進費の拡充（通年度化や単価増） 32 件
区民への情報周知強化（空き状況の HP 公開やチラシ配布） 13 件
新規開設園数等の見直し（既存園保護や既存園廃止） 13 件
空きスペースの活用（未就学児定期預かり、専有面積を設けない一時保育） 7 件
利用定員制度の活用（柔軟な運用、認証へ拡大） 7 件
保育士研修充実（他園研修等） 6 件
広域児童受入促進（他区民受入条件緩和） 4 件
保育士配置基準見直し（配置基準を厳しくし補助増等） 4 件
入所調整基準見直し（第一希望園の点数加算等） 2 件

【保育の質に関する設問】

設問２－１ 保育の質の観点から、新型コロナウイルスによる影響はどのように捉えていますか
（163 園回答内容）複数回答含む

行事の中止（園児・保育士の経験不足等） 52 件
異年齢・地域との交流機会の減 36 件
マスクによる表情読取り機会の減（発語・情緒の発達影響） 31 件
感染症対策による職員疲弊（業務増、臨機応変対応等） 21 件
保護者との交流機会の減（保護者間での交流、保育見学の減） 15 件
食育機会の減（調理、食事時間） 8 件

設問２－２ 保育士確保について、現在の状況は

選択肢 1. 非常に難しい 2. 難しい 3. 易しい 4. 非常に易しい

非常に難しい	難しい	易しい	非常に優しい	合計
100	60	9	2	171
58.5%	35.1%	5.2%	1.2%	100%

○「非常に難しい」と「難しい」で 93.6%を占めており、保育士確保は困難な状況

設問２－３ 保育士の離職を防ぐ取り組みを実施していれば、記載してください

（154 園回答内容）複数回答含む

定期的面談、コミュニケーション等 85 件
研修の充実 40 件
福利厚生 of 充実（処遇改善、各種休暇、永年勤続表彰） 36 件
職場環境整備（ノンコンタクトタイム、有給取得、職員昼寝） 30 件
事務改善（ICT 化、業務見直し、時間外削減） 19 件

設問２－４ 代替遊戯場の利用頻度、利用時の公園の混雑状況はどの程度ですか

※代替遊戯場を設定していない園は利用頻度０を選択してください

（代替遊戯場の利用頻度）

0	1	2	3	4	5	6	合計
41	12	11	21	21	57	8	171
24.0%	7.0%	6.4%	12.3%	12.3%	33.3%	4.7%	100%
1	2	3	4	5	6	合計	
12	11	21	21	57	8	130	
9.2%	8.5%	16.2%	16.2%	43.8%	6.1%	100%	

○全園のうち、24.0%が認可面積を満たす園庭を有している（回答園のうち）

○代替遊戯場の利用は週５回が最も多く、平均利用回数は週４回（４.０回）である

（代替遊戯場の混雑状況）

選択肢 １.非常に混雑 ２.混雑している ３.混雑していない

非常に混雑している	混雑している	混雑していない	合計
14	74	42	130
10.8%	56.9%	32.3%	100%

○非常に混雑と混雑で67.7%となっており、代替遊戯場は混雑している傾向である

設問２－５ 園外保育の充実として、区に対して実施を要望する施策は

（128 園回答内容）複数回答含む

園バス送迎費用等の補助制度の創設 75 件（58.6%）
 公園整備等（新規整備、砂場・タバコ等適切な管理） 28 件
 場所の提供（小学校校庭開放、保育所専用広場の設置） 20 件
 区バス提供 10 件
 区関連施設の使用料減免（スポーツセンター等） 6 件
 防犯安全対策（GPS・防犯ブザー・ガードマン等） 5 件
 園外活動費補助（遊具、消耗品費等） 5 件

設問２－６ 現在、上乗せ徴収をせずに行っている独自の保育カリキュラムがあれば記載して下さい

（102 園回答内容）複数回答含む ※認証は対象外のため実施率は66.7%（102/153）

運動系（リトミック・体操等） 76 件
 語学系（英語） 71 件
 美術系（造形・絵画・楽器） 33 件
 その他（プログラミング、お掃除体験、配置基準を大きく上回る職員配置等） 28 件

設問２－７ 仮に上乗せ徴収が認められた場合、独自の保育プログラムを導入しますか

選択肢 １.実施を希望する ２.実施を希望しない

実施を希望する	実施を希望しない	合計
65	88	153
42.5%	57.5%	100%

※認証保育所は対象外

○実施を希望しないが希望するを上回った

○想定するプログラムは、水泳教室や外部講師の充実等

設問２－８ 特別支援児に対して、区に実施してほしい新たな施策はありますか

(125 園回答内容) 複数回答含む

巡回指導の拡充（訪問回数増、専門家との相談機会増 等） 48 件
特別支援児（クラスサポート）の拡充（対象拡大、単価増等） 18 件
職員の斡旋 18 件
研修の拡充 15 件
関係機関との連携支援（特別支援学校・特別支援センター等） 13 件
補助の拡充（保育用品、訪問指導費等） 13 件
相談窓口の拡充 6 件
その他（バックアップ体制の強化、受け入れに向けた園への事前打診等） 10 件

設問２－９ 保育の質の向上の観点から、実施してほしい施策等ありましたら、自由に記載してください (119 園回答内容) 複数回答含む

研修の拡充（種類・回数） 39 件
補助の拡充（物品提供含む） 36 件
職員確保（就職フェアの拡充・専門職の紹介等） 17 件
他園との交流（区立園他他園での体験研修・意見交換会等） 14 件
アドバイザー等の派遣（専門職の派遣・定期的な巡回相談等） 14 件
職員配置基準・面積基準の見直し 14 件
職員の処遇改善 5 件
園外保育場所の確保 4 件
幼保小連携の推進 3 件
その他（行事開催時の公共施設の減免・緊急時における公立保育園職員の派遣・必要な帳票類の見直し・発達障害が疑われる児への官民連携システムの構築等） 9 件

【認証保育所のみ回答（28 園のうち 18 園から回答）】

設問 3－1 今後、認可保育所へ移行する意向はありますか

選択肢 1. 意向あり 2. 意向なし

認可意向あり	認可意向なし	合計
10	8	18
55. 6%	44. 4%	100%

設問 3－2 認可保育所へ移行する際に、障害となることはありますか

（13 園回答）複数回答含む

移行先物件の確保（床面積、賃料負担等） 6 件
 保育士の確保 3 件
 移行条件（現状の定員と同数以上との要件が床面積増） 2 件
 現園舎の状況（耐震基準、改築経費） 2 件
 保護者との調整（保護者が認可移行を求めている等） 2 件

【小規模保育事業所のみ回答（18 園のうち 18 園から回答）】

設問 4－1 今後、施設種別を変更する意向はありますか

選択肢 1. 意向あり 2. 意向なし

意向あり	意向なし	合計
2	16	18
11. 1%	88. 9%	100%

設問 4－2 施設種別を変更する際に、障害となることはありますか

（5 園回答）

物件の確保 5 件

設問 4－3 連携園設定後の課題はありますでしょうか（連携園設定園のみ回答）

※連携園は①保育内容の支援②代替保育③卒園後の受皿の 3 要件すべて設定しているのが 10 園、

①および②を設定しているのが 7 園、①のみ設定しているのが 1 園

（3 要件を満たす 10 園回答）複数回答含む

保育内容連携（新型コロナウイルス感染症による機会減） 7 件
 卒園後連携園希望者減（入園時安心感はあるが連携園希望者少ない、連携先に空き発生） 4 件
 保護者負担等（連携園進級時も慣らし保育、面接、健診が必要） 3 件

設問 4－4 連携園を設定するにあたり課題はありますでしょうか（未連携園のみ回答）

（3 要件を満たさない 8 園回答）

卒園後の受皿（定員枠確保困難、保護者ニーズがない、連携園設定時の金額） 4 件
 保育内容連携（新型コロナウイルス感染症による機会減、園児家庭状況等伝達） 2 件
 特になし 2 件

編集発行 江東区こども未来部保育計画課
所在地 〒135-8383 江東区東陽 4-11-28
電 話 03-3647-9638
e-mail 280500@city.koto.lg.jp